こども政策の課題と展望

～「こども大綱」と「こども未来戦略」を中心に～

こども家庭庁長官　渡辺由美子

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁

こども家庭庁について①

１．こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクション**していきます。
そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。
みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。
こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

（こども家庭庁HP、大臣メッセージより）

２．こども家庭庁の役割

（１）こども政策の**司令塔としての総合調整**
　　例：少子化対策　など
（２）省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**
　　例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設　など
（３）保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**
　　例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策　など

３．こども家庭庁の基本姿勢

（１）**こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案
（２）**地方自治体**との連携強化
（３）**様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども家庭庁について②

○　こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の１官房２局体制。
○　定員については、内部部局が３５０名、施設等機関が８０名、合計４３０名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善　など

成育局

○局長、審議官、総務課長外５課長・１参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全　など

支援局

○局長、審議官、総務課長外３課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策　など

こども家庭庁予算（令和5年度当初４．８兆円）の内訳

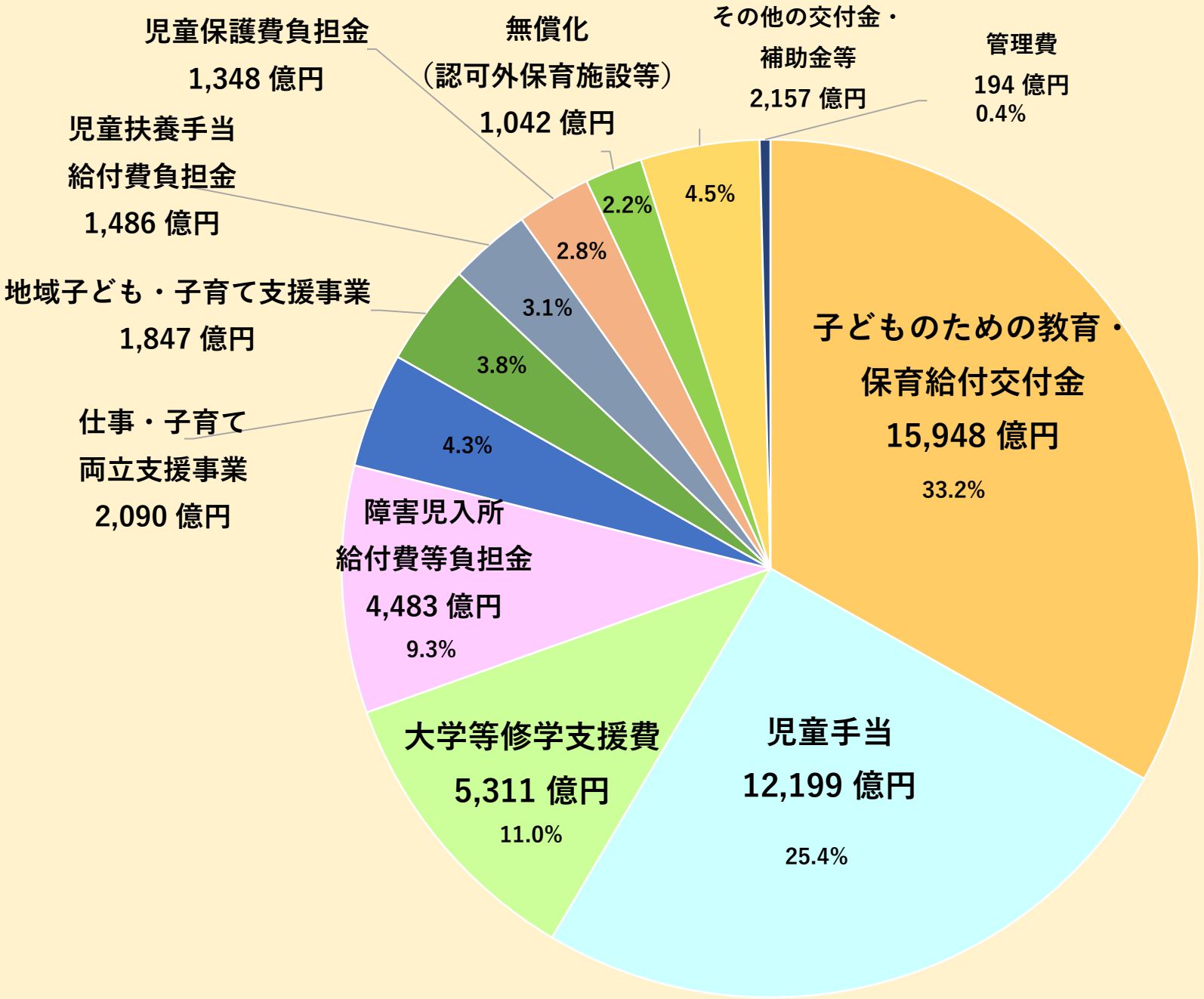

当面の主な課題

1．大綱、指針等の策定（年内目途）
- **「こども大綱」の策定（閣議決定）**
- 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の策定（閣議決定）
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定（閣議決定）　など

2．制度改正等
- **「こども未来戦略（閣議決定）」に基づく制度改正**
- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入の検討
- 改正児童福祉法の施行（令和6年4月）
- 障害児福祉サービス等報酬改定（令和6年4月）　など

3．こども家庭庁としての新たな取組み
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こどもの居場所づくり
- こども・子育てにやさしい社会づくりのための機運醸成（こどもまんなか応援サポーター）など

4．府省横断・連携事項
- こどもの自殺対策の強化
- こどもの安全対策の推進（こどもバス送迎・安全徹底プランのフォロー含む）
- こどもの貧困対策
- 児童虐待防止対策
- 地域におけるいじめ防止対策　など

5．各種プラン等の推進
- 新子育て安心プラン
- 新放課後子ども総合プラン　など

こども大綱

こども基本法

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
　① **大綱の案を作成**
　② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
　③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
→　**こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）
12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交）　→　答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**
※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年６月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後５年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の３大綱（※）を一元化。
※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」**の実現
基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**
①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る　②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**　④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現　⑥**施策の総合性**の確保
重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・**こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
①こどもの**権利と尊厳**
②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
③**切れ目なく**育ちを支える
④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

こども政策に関する重要事項～こども大綱～

1 ライフステージを通した重要事項

〇こども・若者が**権利の主体**であることの**社会全体での共有**等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進　等）
〇**多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり　等）
〇こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
〇こどもの**貧困対策**（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
〇**障害児支援・医療的ケア児等**への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育　等）
〇**児童虐待防止**対策と**社会的養護**の推進及び**ヤングケアラー**への支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
〇こども・若者の**自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る**安全対策**
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策　等）

2 ライフステージ別の重要事項

〇こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの**将来にわたるウェルビーイングの基礎**を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

〇学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、**自己肯定感や道徳性、社会性などを育む**時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、**アイデンティティーを形成**していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止　・不登校のこどもへの支援　・校則の見直し　・体罰や不適切な指導の防止　・高校中退の予防、高校中退後の支援

〇青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて**自己の可能性を伸展させる**時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定　・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。
〇子育てや教育に関する経済的負担の軽減　〇地域子育て支援、家庭教育支援
〇共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　〇ひとり親家庭への支援

こども・若者の意見反映の仕組みづくり

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
  テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
  大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。

意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
  公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
  対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
  安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
  公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
  政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
  意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
  意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
  意見反映のサイクルを社会全体に発信し、
  こどもの意見を聴く機運を高める。

こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

しくみ（イメージ）

こども・若者

登録

ぷらすメンバー

テーマの提案

事業への意見・提案

運営事務局

参加

いけんひろば
（意見を伝える場）

みなさんの意見を聴きたい省庁からのテーマ／
こども・若者のみなさんからのテーマ

ファシリテーター

サポート

・**ファシリテーター**が、こどもや若者のみなさんの意見表明のサポート

・聴いた意見の活用のプロセスや結果をこどもや若者のみなさんに**フィードバック**

・わかりやすい資料を使った事前の**情報提供**

みんなのパートナーぽんぱー

こども・若者のみなさんが事業の企画や広報などの運営に参画する。

こども家庭庁委託業者

さまざまな参加方法

対面意見交換	オンライン意見交換	SNS意見交換	アンケート/投票等

こどもや若者のみなさんがこども政策に関する情報を知ることができる（メルマガ、SNS等）

意見

結果報告

関係省庁

こども・若者の活動や生活の場に
こども家庭庁職員が出向いて意見を聴く
例：児童養護施設、フリースクール、
児童館、子ども食堂

意見

政策への反映

こども家庭庁や関係府省の大人の会議（審議会など）の資料にするなどしながら、政策に反映する。

こども未来戦略

策定までの経過

令和5年１月6日：総理指示

こども政策の強化について検討を加速するため、３つの基本的方向性に沿って検討を進め、３月末を目途にたたき台をとりまとめる。

①児童手当を中心に**経済的支援を強化**すること。
②学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両 面からの強化を進めるとともに、伴走型支援 産後ケア、一時預かりなど、**全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充**を進めること。
③**働き方改革の推進とそれを支える制度の充実**を図ること。

令和５年１月19日
「こども政策の強化に関する関係府省会議」（座長：こども政策担当大臣）の設置

令和5年3月31日
「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表

令和5年４月１日：こども家庭庁発足、こども基本法施行

令和5年４月７日
「こども未来戦略会議」を設置（議長：総理大臣）

令和5年６月13日
「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

令和5年12月22日
「こども未来戦略」の閣議決定

こども未来戦略策定の背景

～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～

- **2030年代**に入ると、我が国の**若年人口は現在の倍速で急減**し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
- 2030年代に入るまでの**これからの６～７年**が、少子化傾向を反転できるかどうかの**ラストチャンス**。

出生数の推移

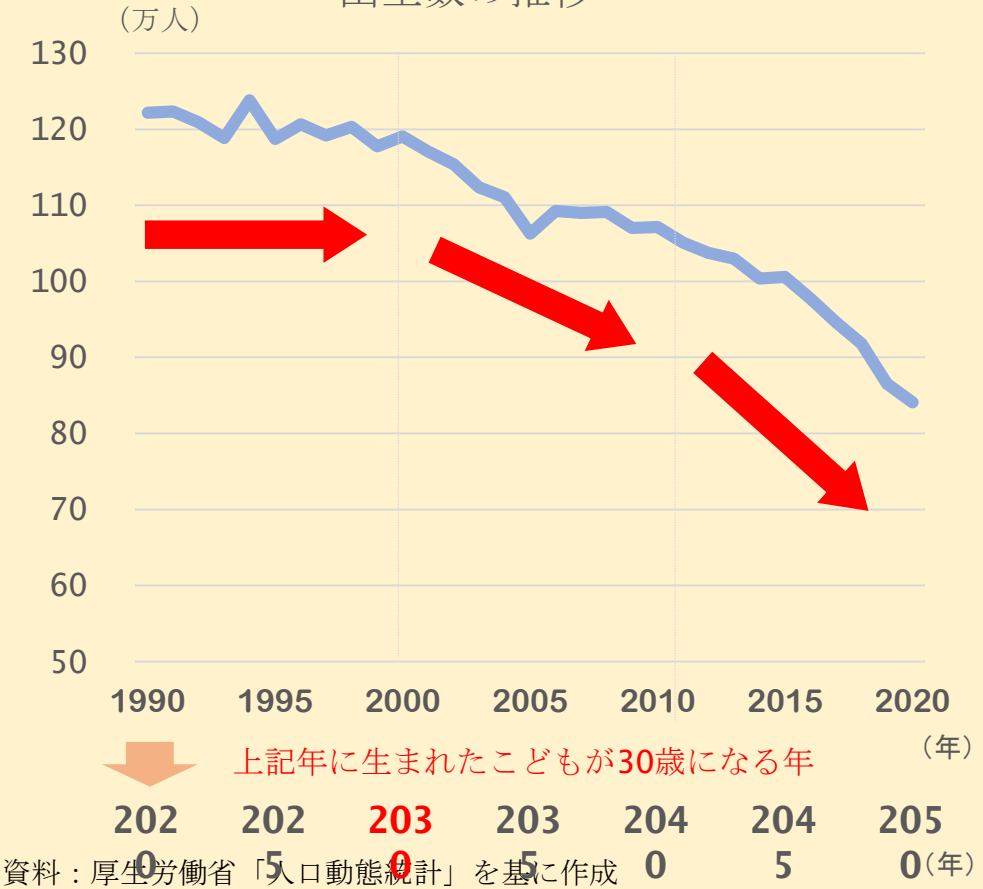

出生年（10年間）ごとの減少割合

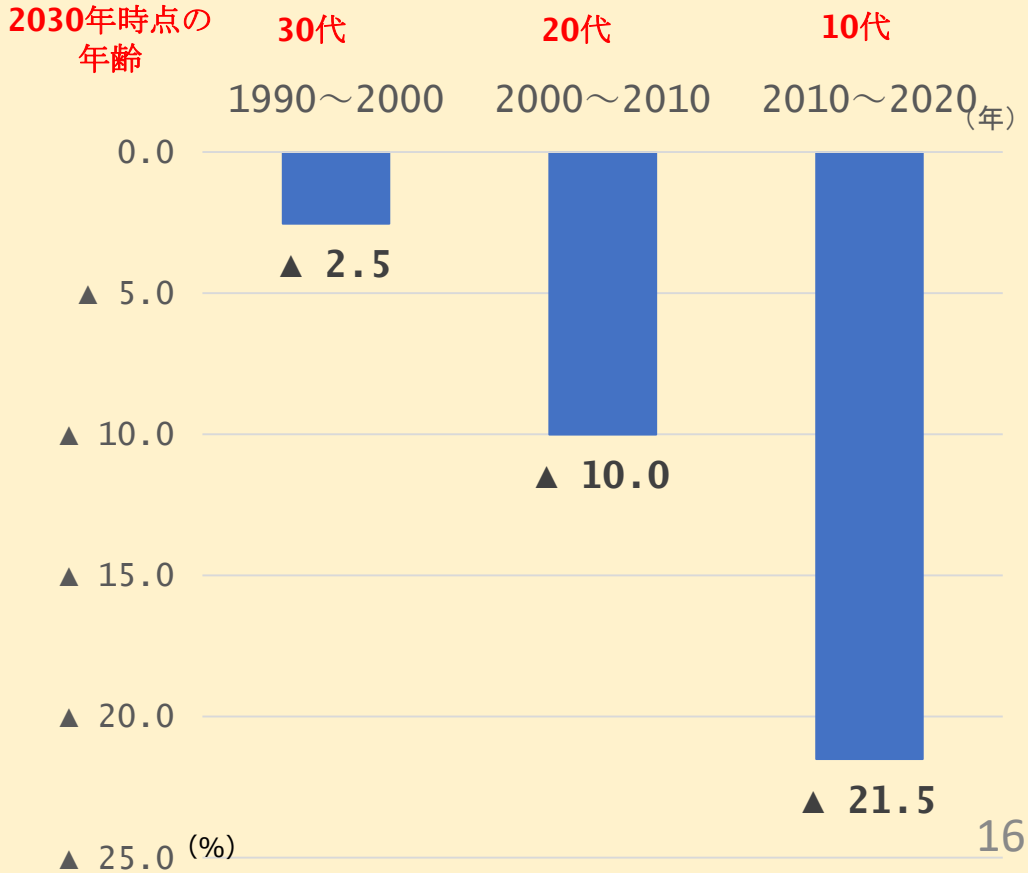

資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

これまでの政策の変遷～1.57ショックからの30年～

◆ 保育施策の充実をはじめ、「子育てと仕事の両立支援」は一貫して重要な政策課題。

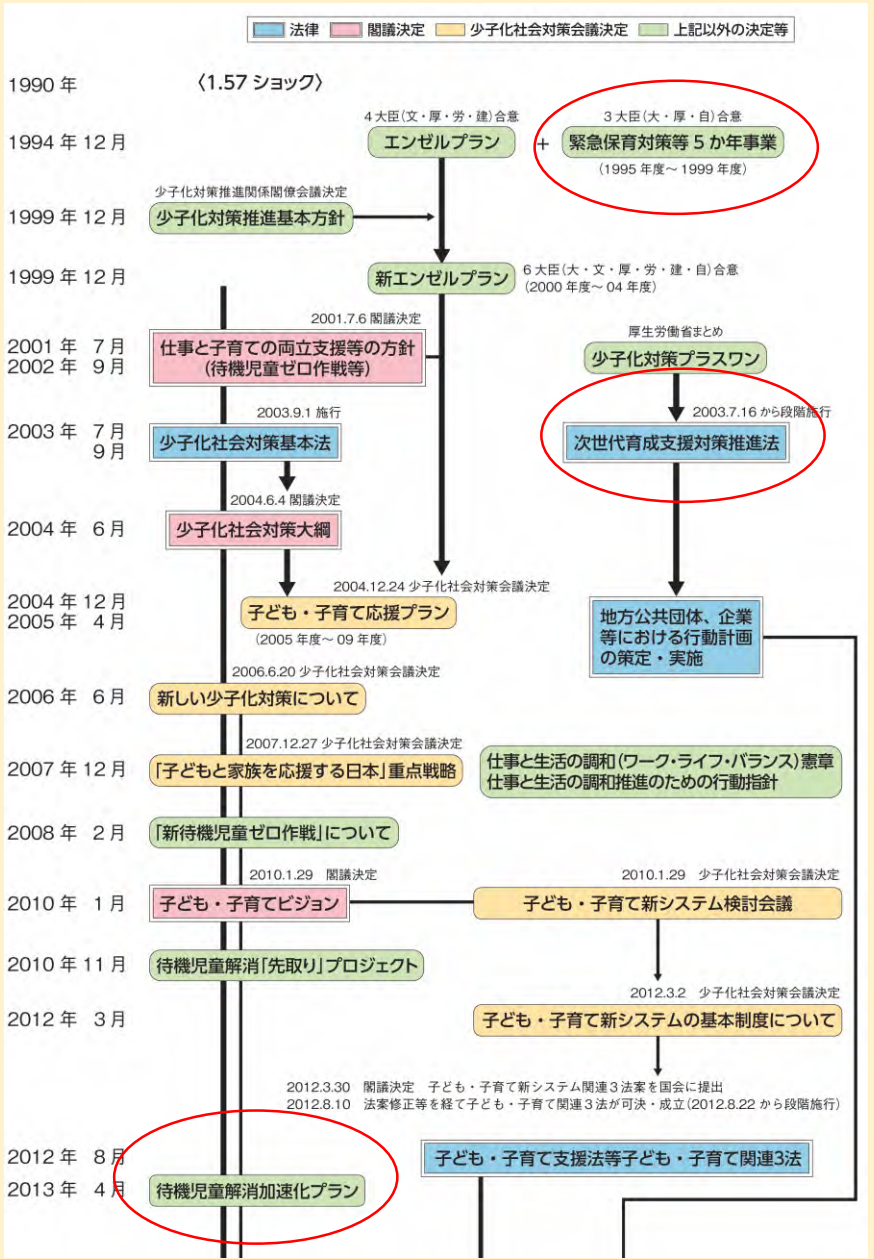

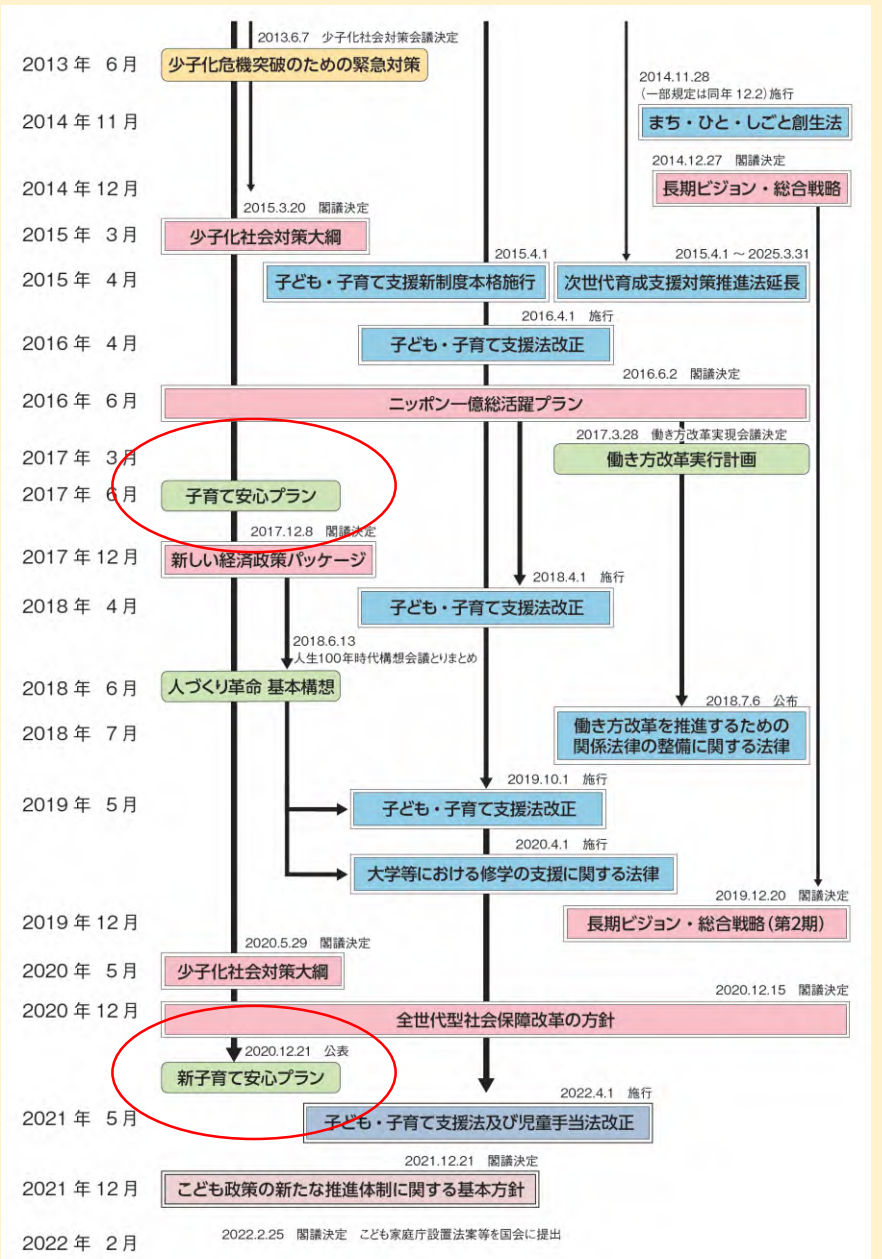

家族関係支出の推移と国際比較

■　我が国の「家族関係社会支出」のうち、「現物給付」については、近年、着実に増加してきているが、**諸外国と比較すると、「現金給付」の割合が低いとの指摘**がある。

◆ 日本における家族関係社会支出の推移（現金給付・現物給付別）

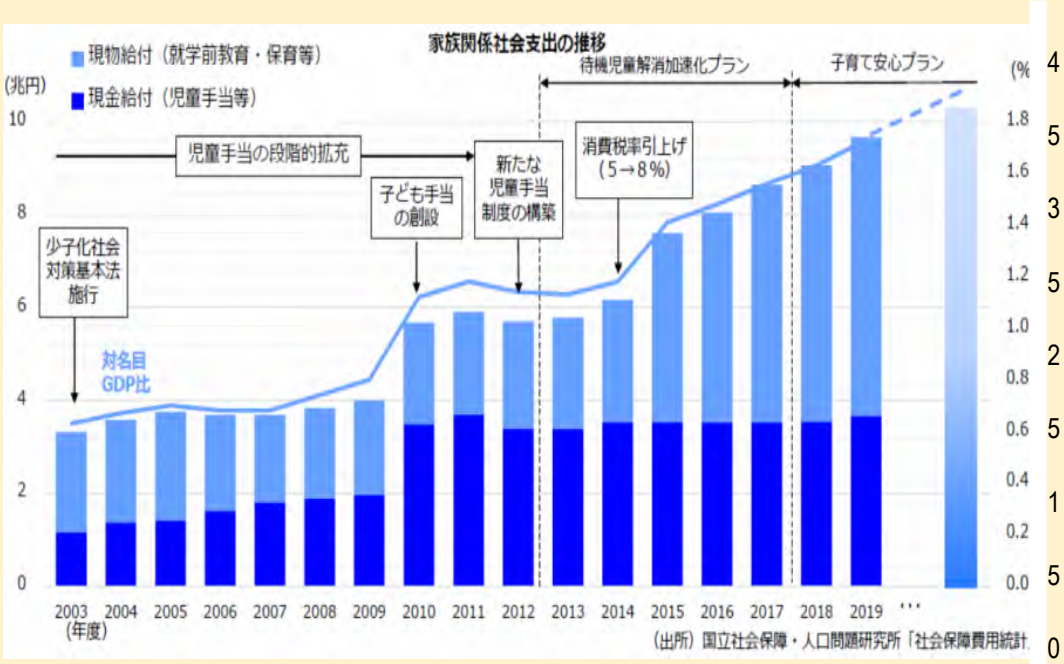

資料：2022年4月13日財務省財政制度等審議会財政制度分科会資料より。

※「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
※2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比約0.16%相当）。

◆ 家族関係社会支出の国際比較（2019年）（現金給付・現物給付別）

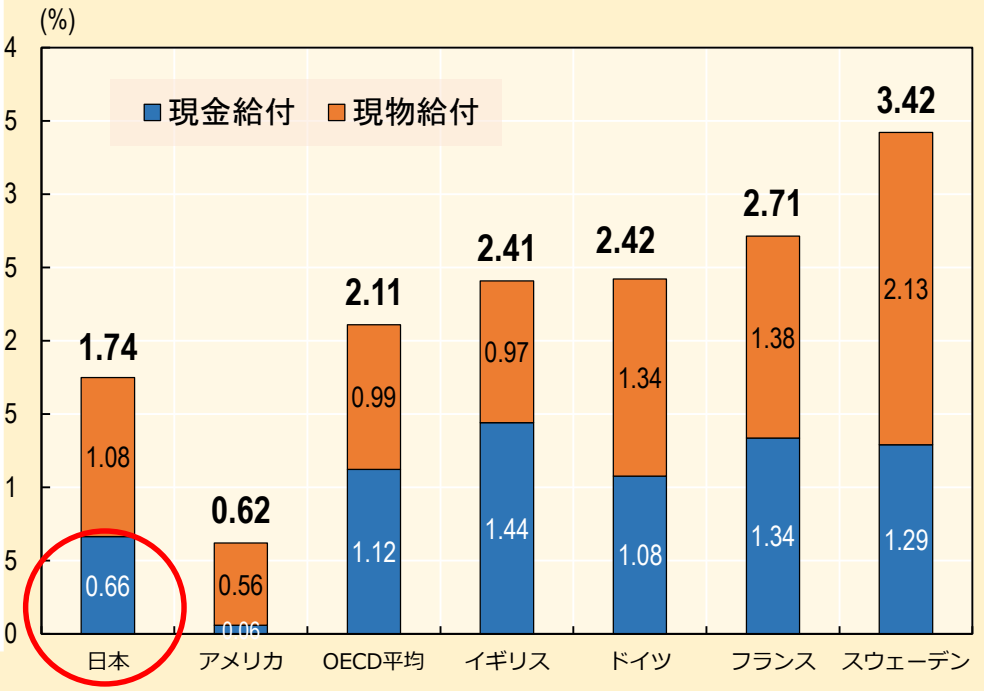

資料：日本は「令和2年度社会保障費用統計、諸外国は」OECD Family Database「PF1.1 Public spending on family benefits」（2019年）より作成。

※日本については2019年度、各国の数値は2019年。

こども・子育て政策の課題

１．若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

２．子育てしづらい社会環境や
**　　子育てと両立しにくい職場環境がある**

３．子育ての経済的・精神的負担感や
**　　子育て世帯の不公平感が存在する**

若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

◆ 未婚者のうち**「いずれ結婚するつもり」**と答えた者の割合は、長らく横ばいであったが、直近の調査において、**大きく低下**。

◆ **未婚者の平均希望こども数は、減少傾向**が続いており、直近の調査では、**特に女性で大きく減少**。

未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

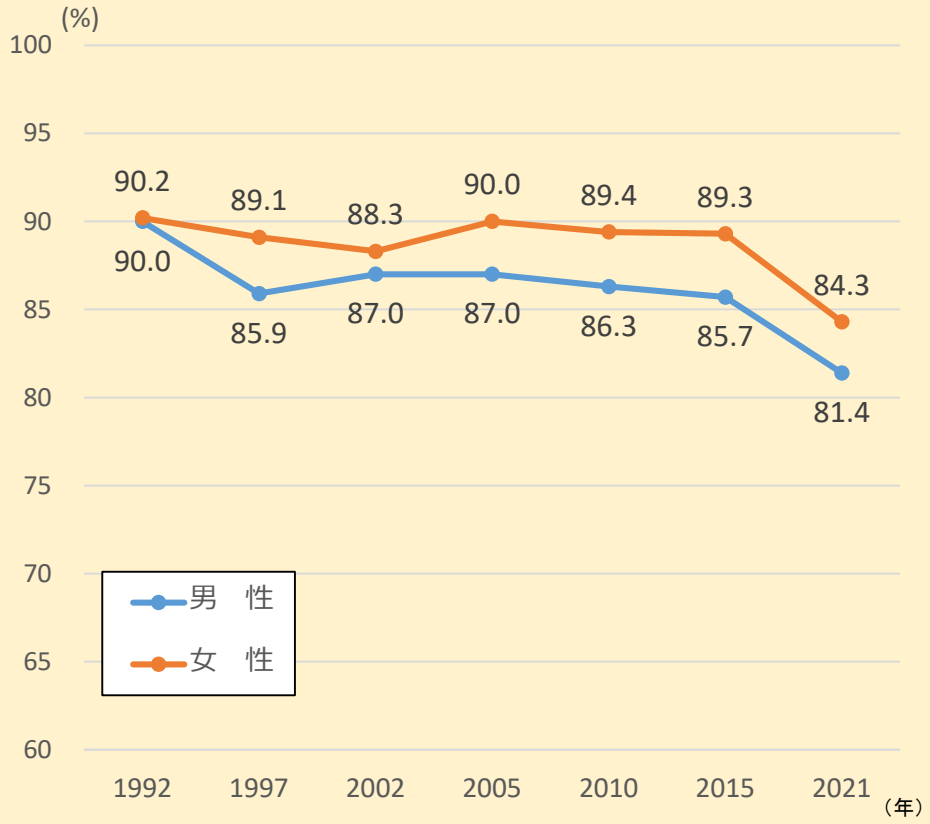

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（１．いずれ結婚するつもり、２．一生結婚するつもりはない）について、１を回答した割合。

未婚者の平均希望こども数の推移

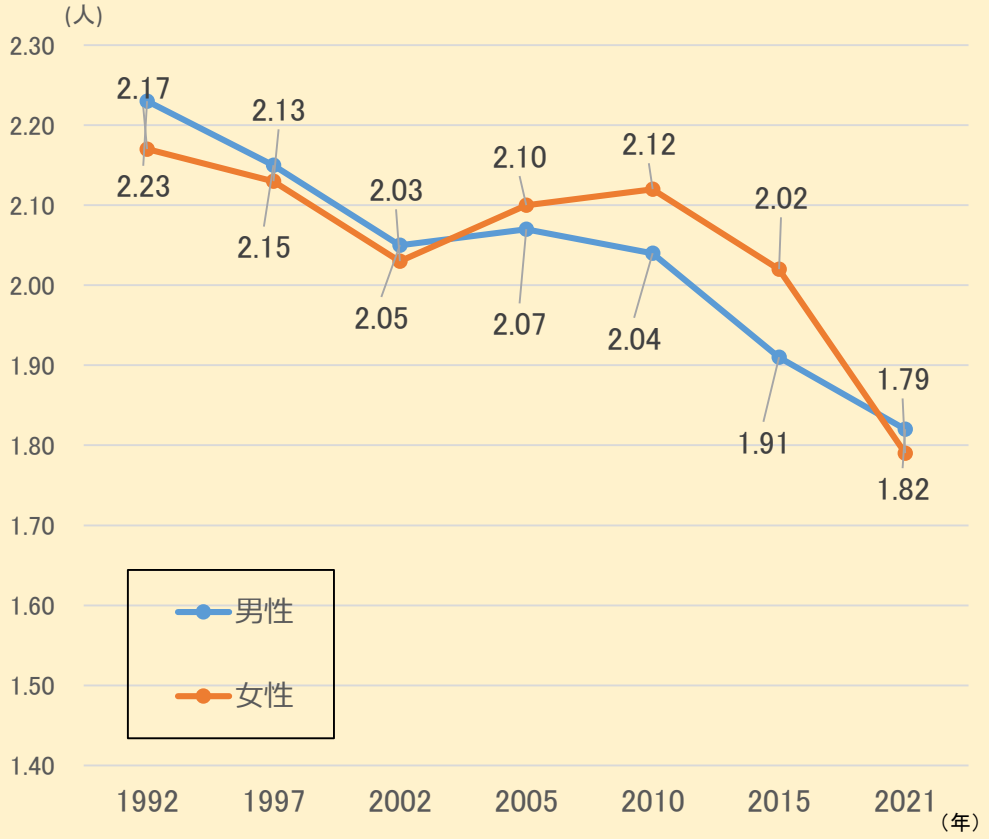

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳の未婚者。
平均希望子ども数は５人以上を５人として算出。

若い世代の男性の有配偶率には、雇用形態・年収が影響

- **男性の若い世代の有配偶率**についてみると、**正規雇用に比べて、非正規雇用の男性が顕著に低い。**
- 男性の年収別にみると、いずれの年齢層でも一定水準までは、**年収が高い人ほど、配偶者のいる割合が高い傾向。**

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率

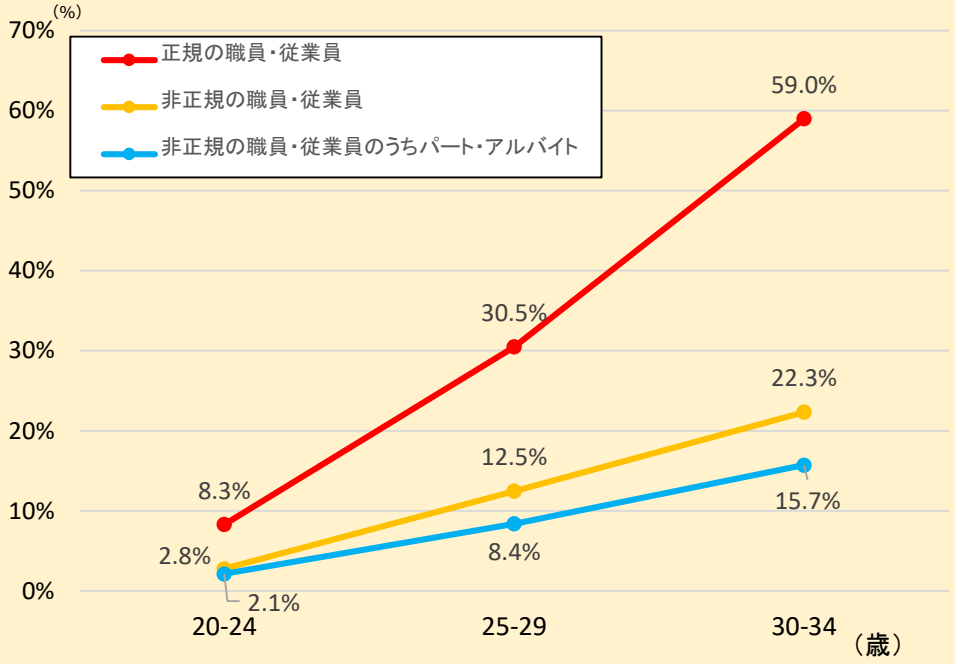

資料：総務省「平成29 年就業構造基本調査」を基に作成。
注：数値は、未婚でない者の割合。

男性の年収別有配偶率

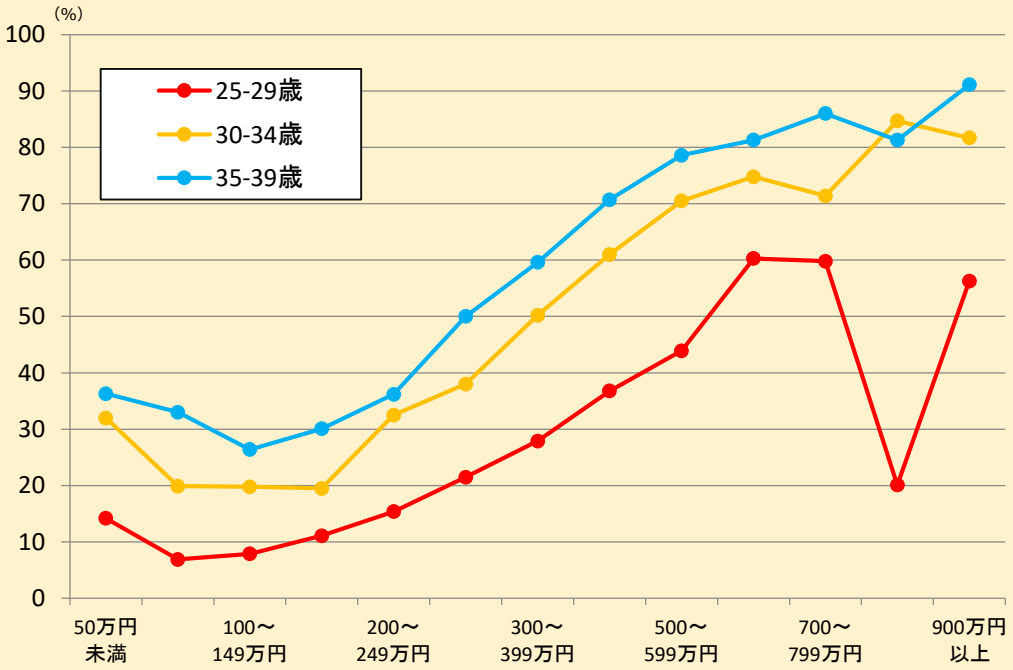

資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③―平成29年版「就業構造基本調査」より―」（2019年）
注：本資料は、労働政策研究・研修機構が独自に「就業構造基本調査」を二次集計・分析したもの。2017年時点。

子育てしづらい社会環境①

◆ 「**自国はこどもを生み育てやすいと思うか**」との問いに対し、**日本では約６割が「そう思わない」**。

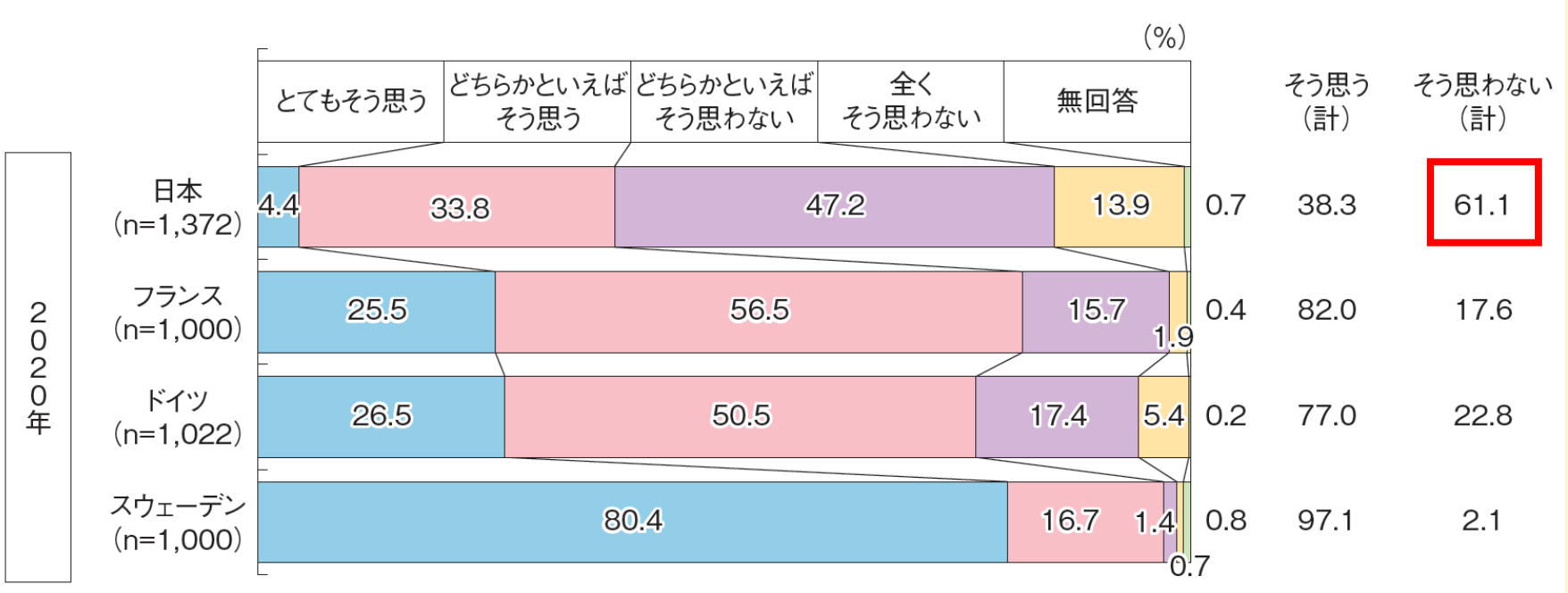

資料：内閣府「令和２年度少子化社会に関する国際意識調査」（2021（令和３）年３月）
※百分率は、小数点第２位を四捨五入して、小数点第１位までを表示。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

子育てしづらい社会環境②

日本の社会が結婚、妊娠、子供・子育てにに温かい社会の実現に向かっていると考えるかという問に対し、

- **男女とも「どちらかといえばそう思わない」が最も高く**、次いで「どちらかといえばそう思う」、「そう思わない」の順となっている。
- 性別では、男性で「どちらかといえばそう思う」「そう思う」が31.2%となっており女性と比べて高く、**女性で「どちらかといえばそう思わない」が45.8%となっており男性と比べて高くなっている。**
- 性年代別では、20～29 歳の男性で「どちらかといえばそう思う」「そう思う」が他の性年代と比べて有意に高くなっており、**30～39 歳の女性で「そう思わない」が30.4%と他の性年代と比べて有意**に高くなっている。

日本の社会が結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考えるか

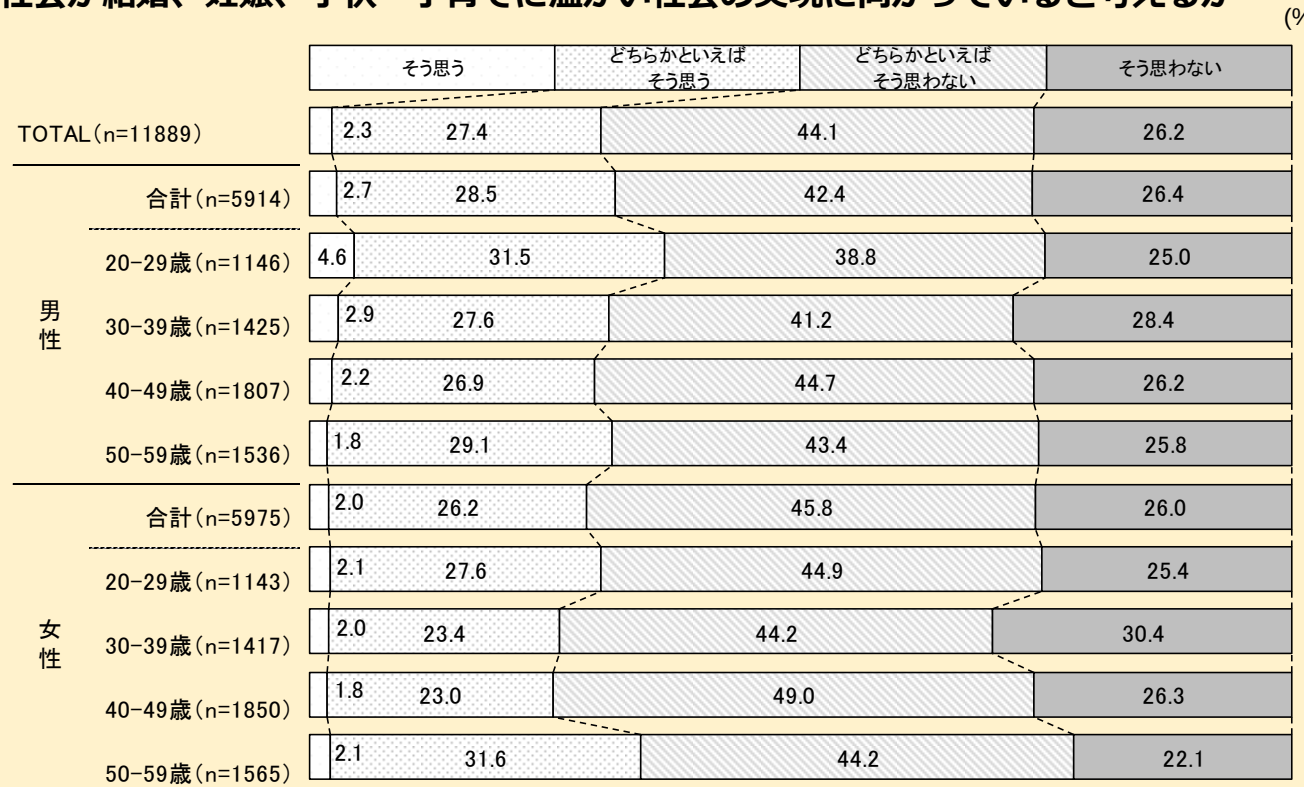

出典：少子化社会対策に関する意識調査（2019（平成31）年３月　内閣府）

共働き世帯が主流になっている

◆ 全世帯の**３分の２が「共働き」**。

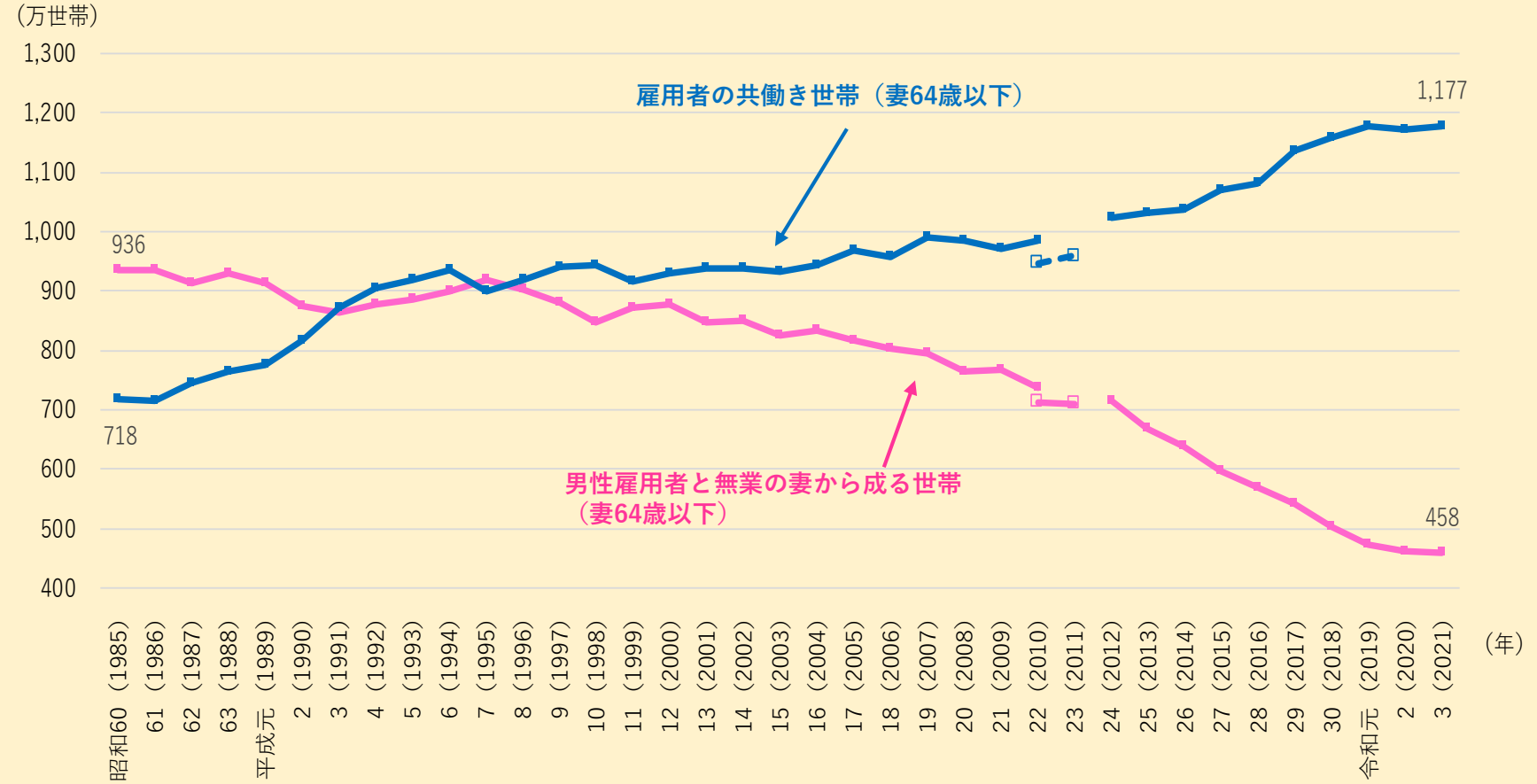

（備考）
1．昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年２月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2．「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
3．「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
4．平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

男女ともに、出産後も仕事を続ける「両立コース」を希望

- **未婚女性**が考える「理想ライフコース」は、**出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多に**。
- **男性がパートナーとなる女性に望む**ライフコースも、**「両立コース」が最多に**。

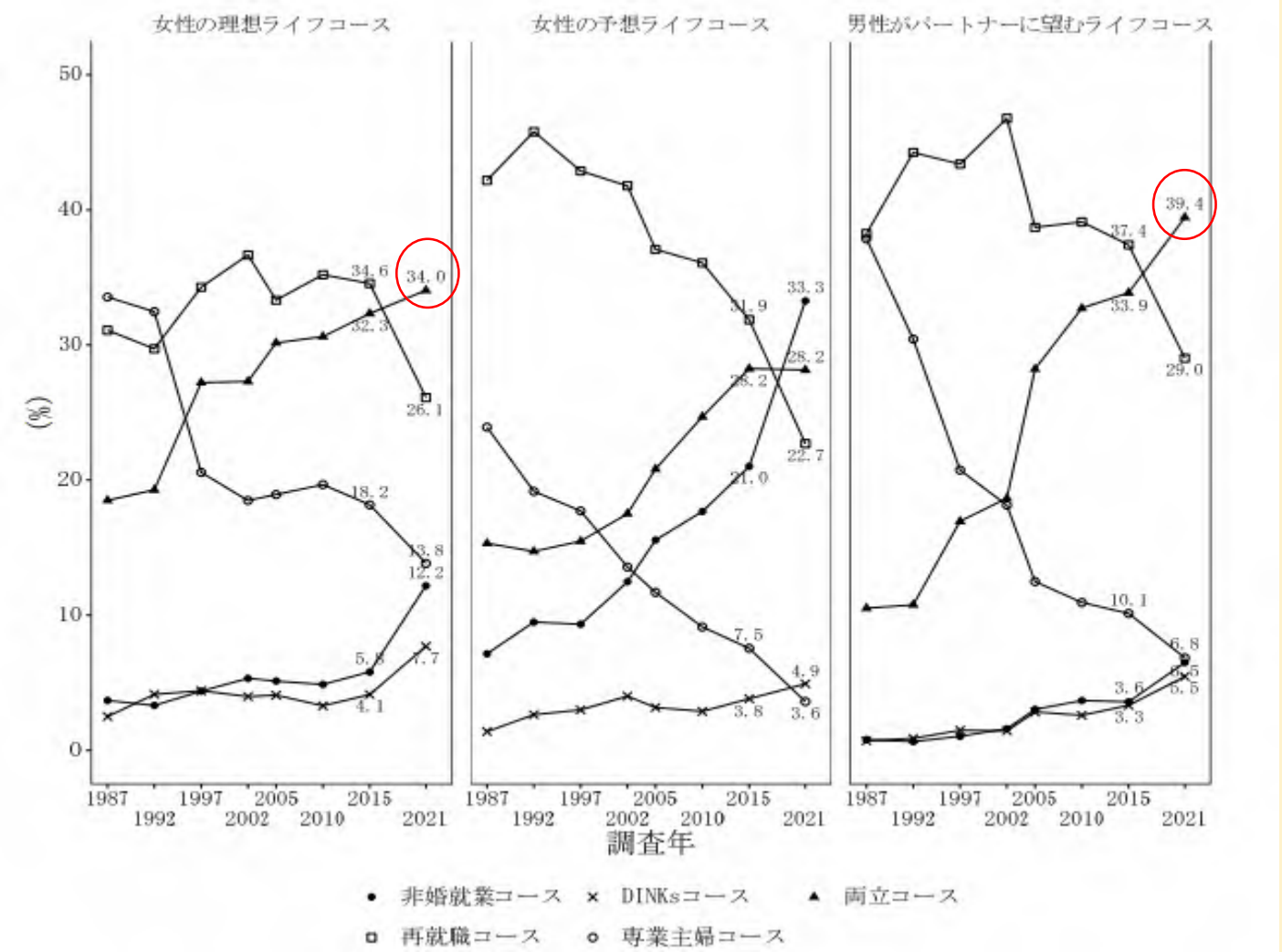

出典:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年）
※対象は18～34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

就労の継続はできても、キャリアの継続ができない現状

◆ 女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の58.7%をピークに低下（Ｌ字カーブ）。

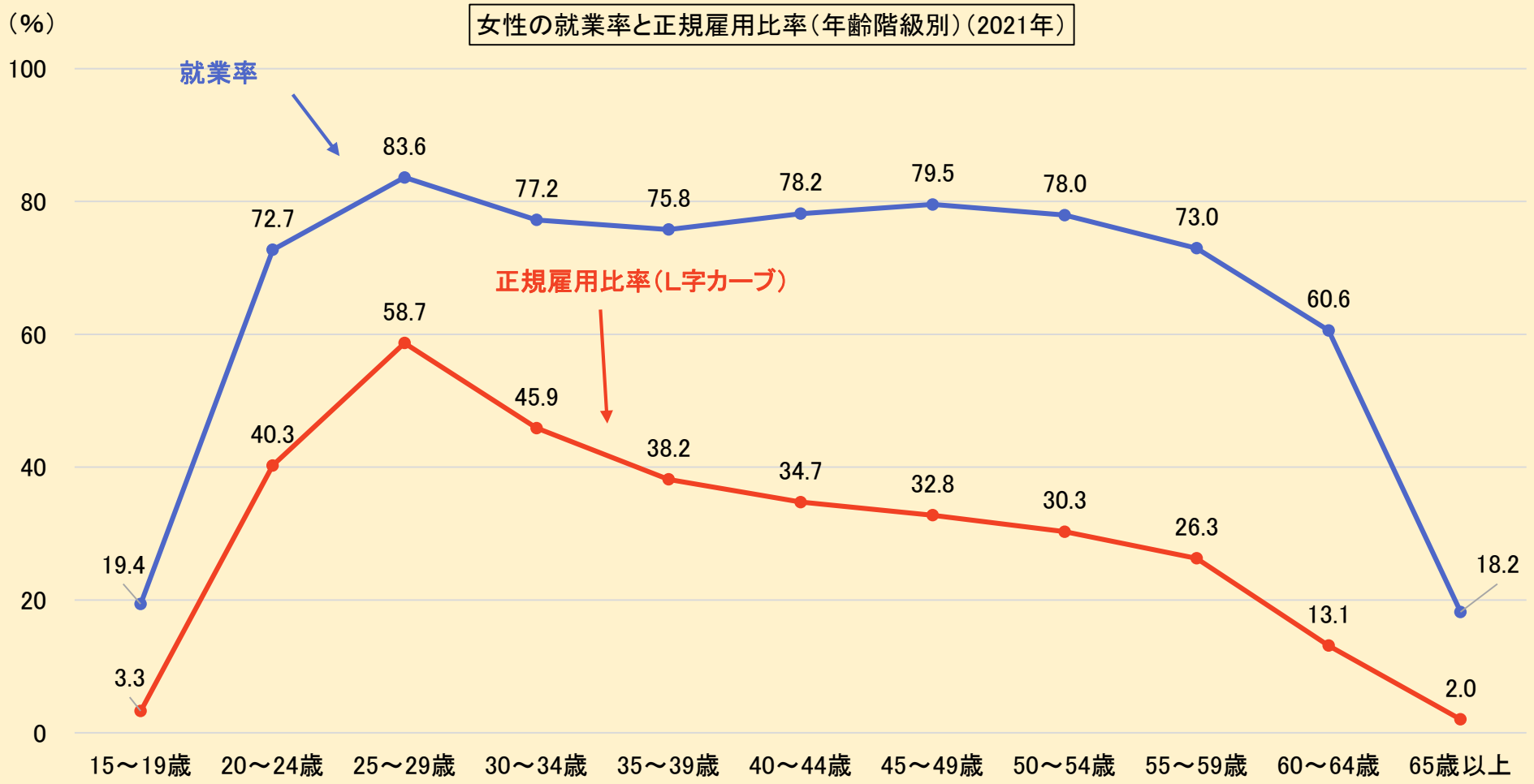

（備考）1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 就業率は、「就業者」／「15歳以上人口」×100。
3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」／「15歳以上人口」×100。

国際的にみても低い夫の家事・育児時間

◆ 日本の夫（６歳未満の子どもを持つ場合）の家事・育児関連時間は、２時間程度と国際的にみて低水準。

◆ 夫の家事･育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また、第２子以降の出生割合も高い傾向。

【6歳未満児のいる夫の家事･育児関連時間（１日当たり）】

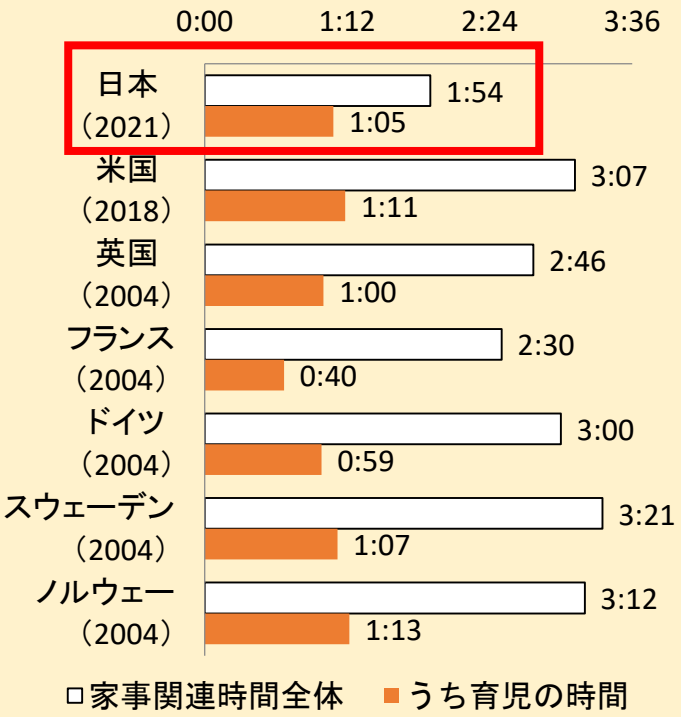

（備考）1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004），Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American Time Use Survey”（2018）及び総務省「社会生活基本調査」（令和3年）より作成。
2. 日本の数値は，「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

【夫の平日の家事･育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】

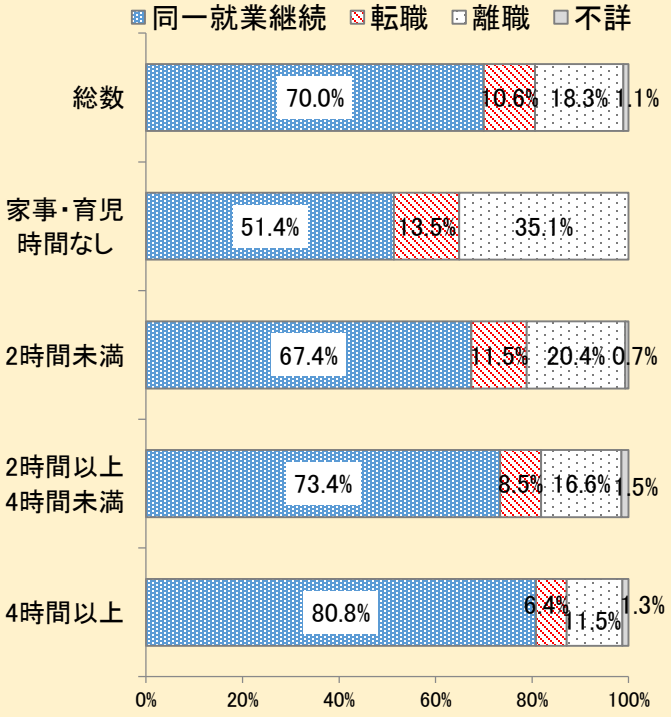

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成
注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
①第１回から第10回まで双方が回答した夫婦
②第１回に独身で第９回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が回答した夫婦
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
2) ９年間で２人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
3)「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

【夫の休日の家事･育児時間別にみた第2子以降の出生割合】

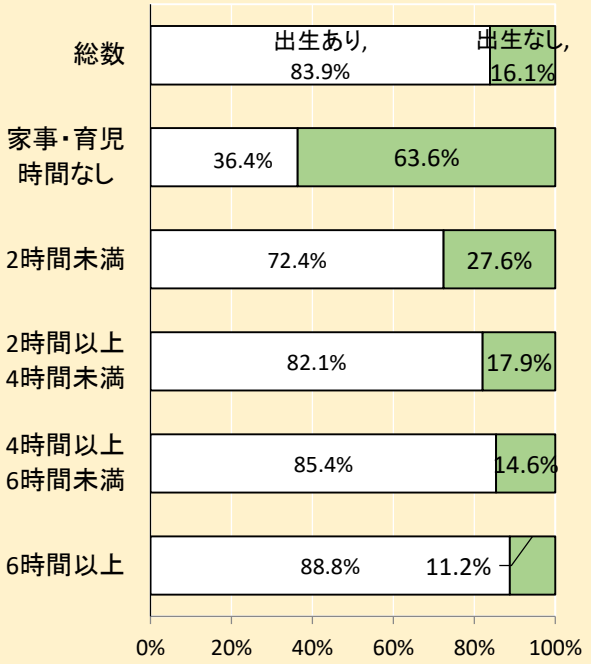

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成
注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
①第１回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
②第１回調査時に独身で第９回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
③出生前調査時に子ども１人以上ありの夫婦
2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第９回調査時の状況である。
3) ９年間で２人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
4)「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

共働きはしていても、「共育て」ができていない

◆ 子がいる共働きの夫婦について、仕事のある日（平日）の**帰宅時間は、女性よりも男性の方が遅い**傾向。

◆ 保育所への迎え、夕食、入浴、寝かしつけなどの**育児が女性に集中する「ワンオペ」**がみてとれる。

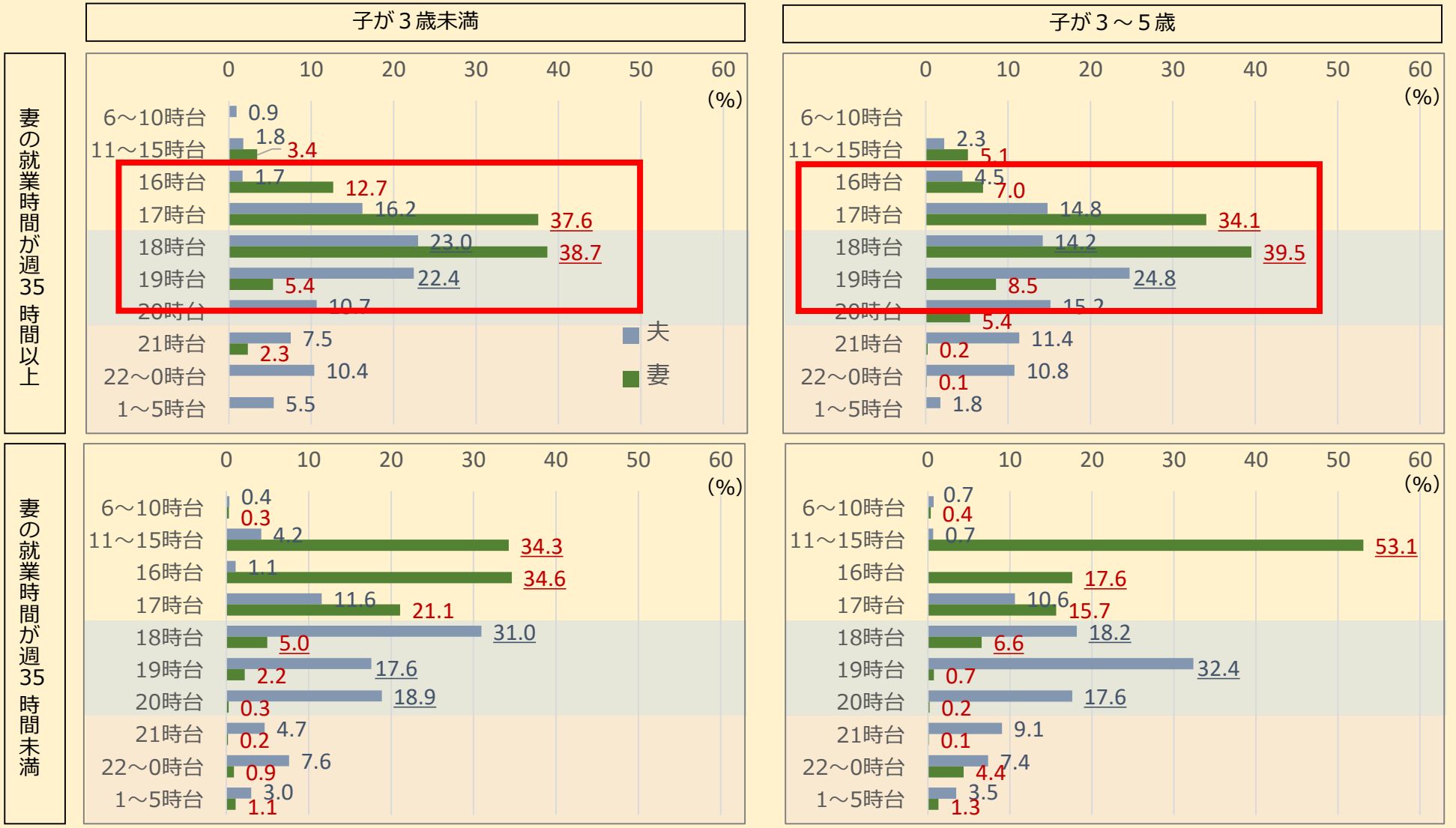

【出典】総務省「令和３年社会生活基本調査」より作成

男性の育児休業は、制度はあっても使いづらい

◆ 「男性・正社員」では、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」が多い。

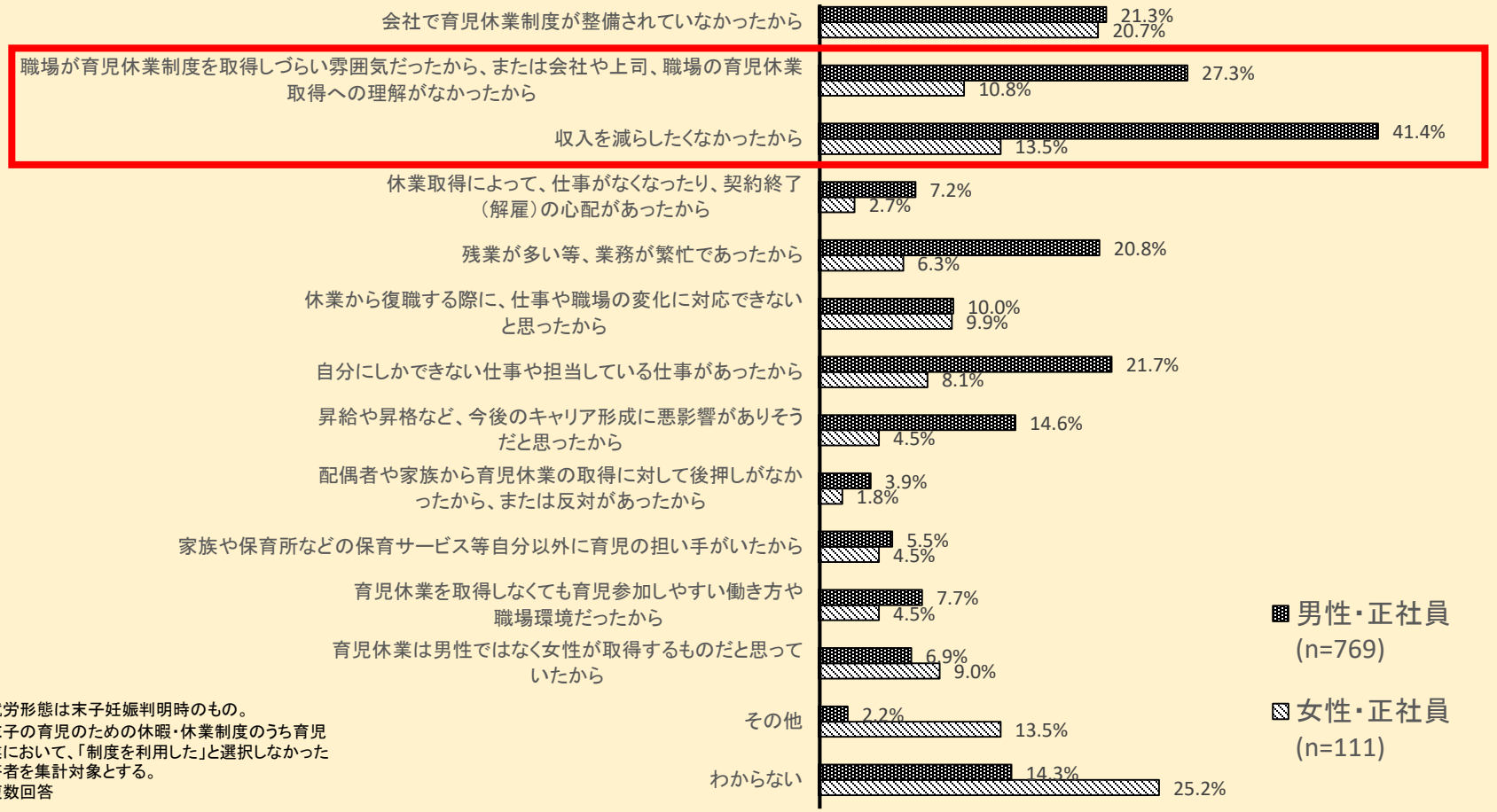

※就労形態は末子妊娠判明時のもの。
※末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「制度を利用した」と選択しなかった回答者を集計対象とする。
※複数回答

出典：厚生労働省委託事業　「令和２年度　仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（株式会社日本能率協会総合研究所）

子育ての経済的・精神的負担感

- 35歳未満の妻についてみると、８割近くの方が「**子育てや教育にお金がかかりすぎる**から」。
- 続いて、「これ以上、**育児の心理的、肉体的負担に耐えられない**から」、「**自分の仕事に差し支える**から」、「家が狭いから」が２割以上。

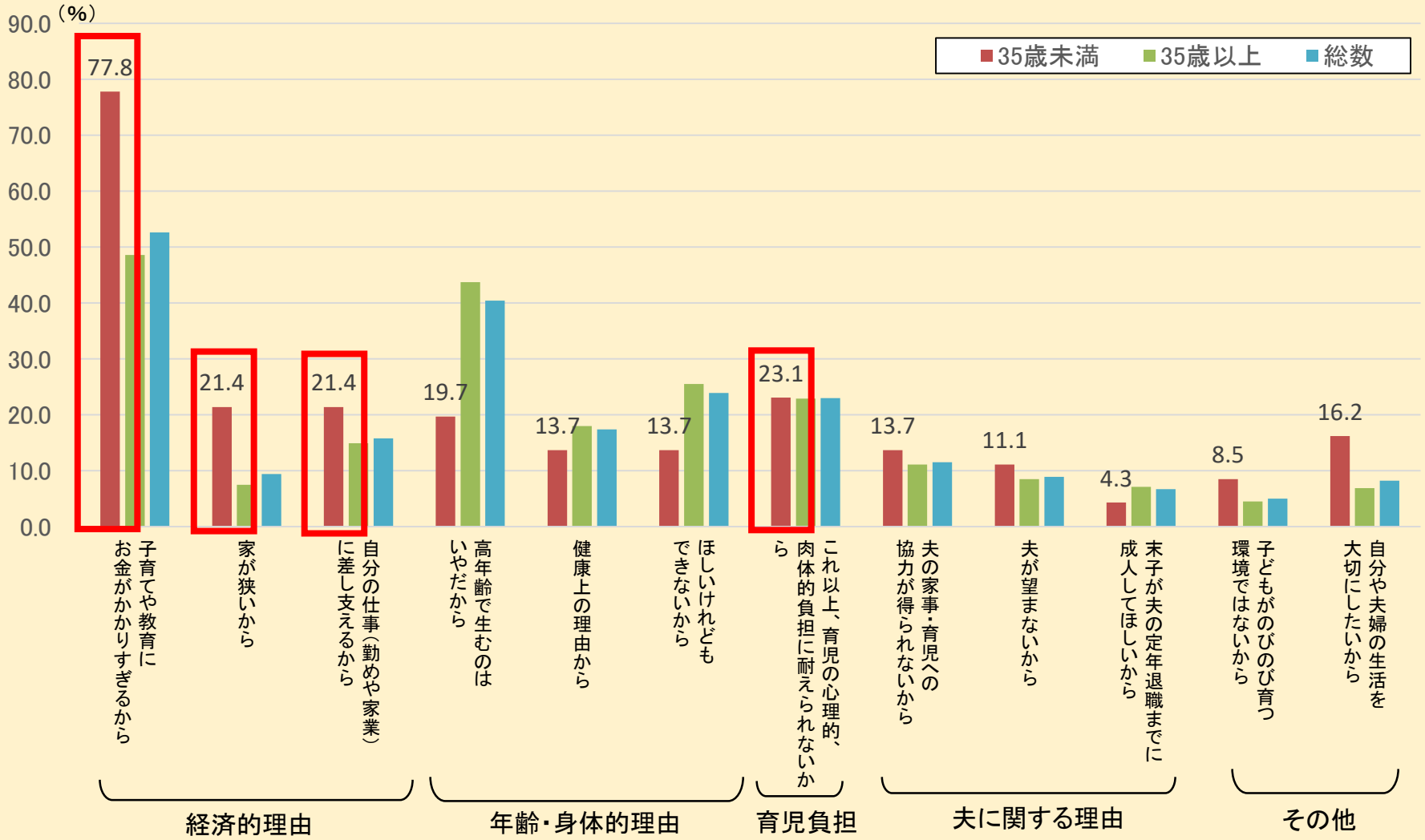

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）を基に作成。
※ 対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

０～２歳児の６割は社会とのつながりが希薄

◆ **０～２歳児の約６割**（約182万人）、３～５歳児の約２％（約５万人）は、就園しておらず、在宅で育まれている。

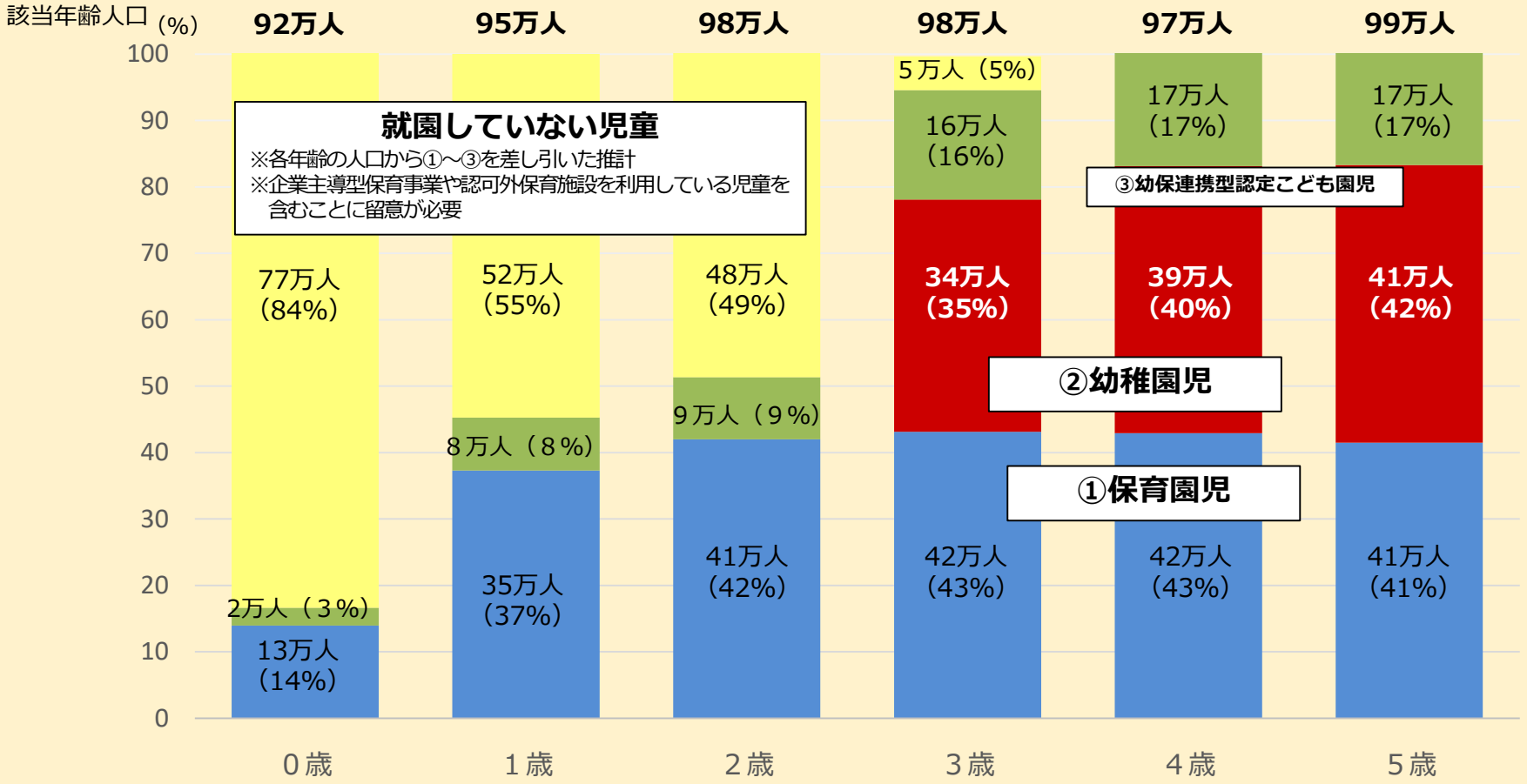

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月１日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より１歳上の年齢の数値を合計し、２で除して算出したもの。
※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成３１年4月1日現在）より。
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年５月１日現在）より。
※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成３１年４月１日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。４歳と５歳の数値については、「待機児童数調査」の４歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成３０年10月１日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

資料：令和４年９月28日全世代型社会保障構築会議資料より。

孤立した育児の実態

◆ 「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」など、**孤立した育児の実態**がみられる。

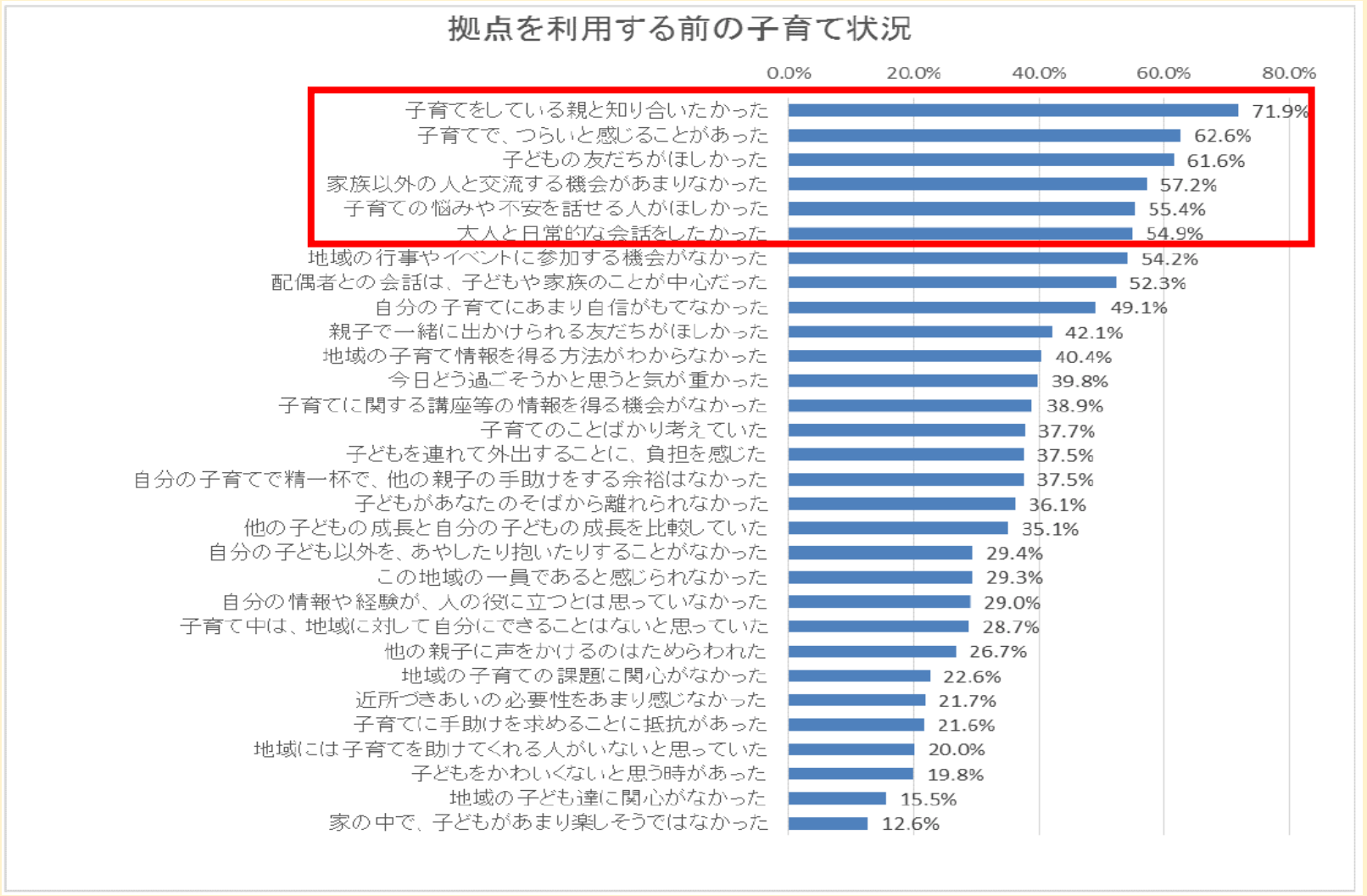

※ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に１拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

資料：令和４年９月28日全世代型社会保障構築会議資料より。

32

子育て支援の供給量が足りない

◆ 現在の**供給量は**、必要とされている水準と比べて**整備が遅れている**。

○　支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあっては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。
→　**要支援児童・要保護児童１人当たり**では、**ショートステイは約0.36日/年、養育支援訪問事業は約0.72件/年の利用にとどまっている。**
※　未就園児（182万人）１人当たりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年

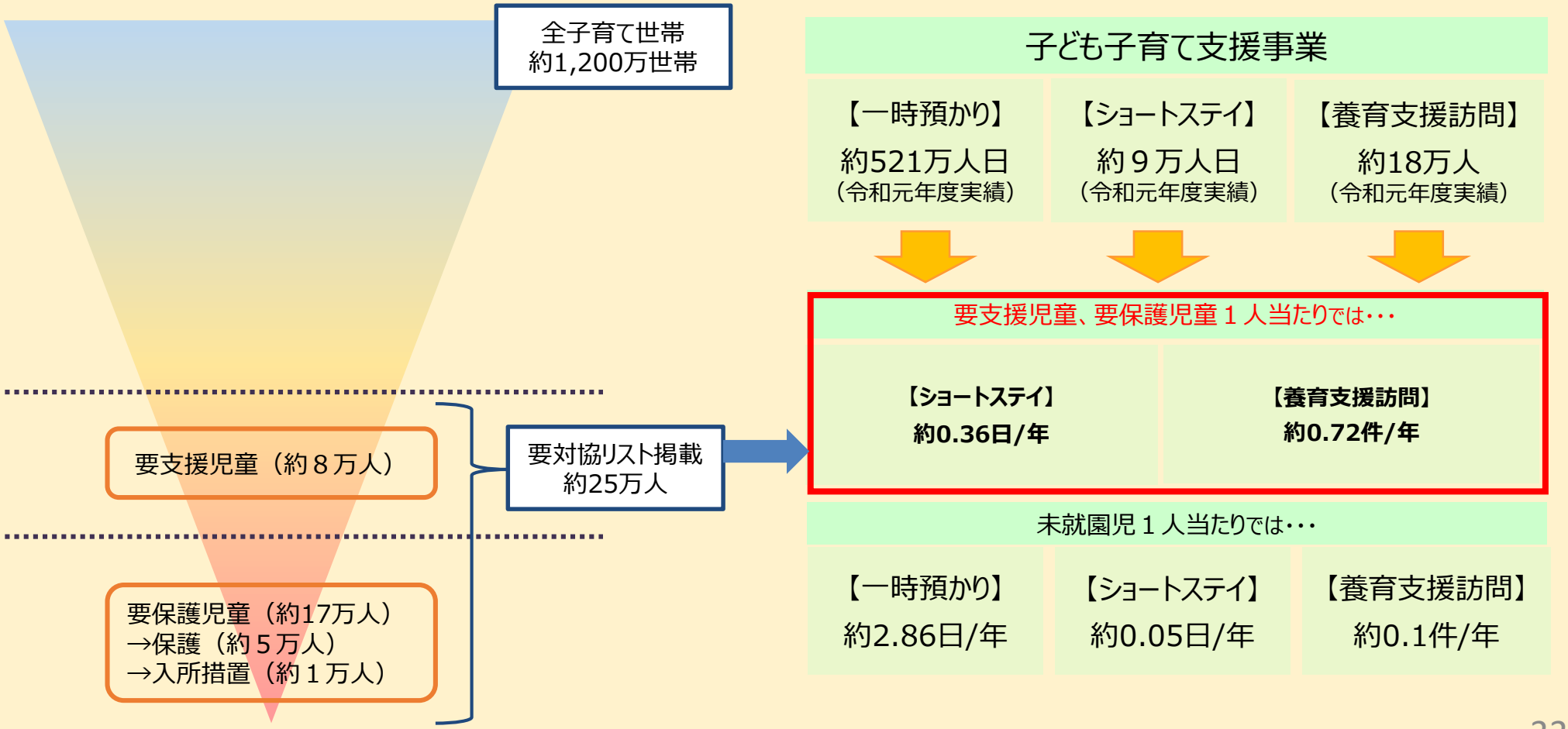

（出典）令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

こども未来戦略の全体像と「加速化プラン」

こども未来戦略の全体像

Ⅰ．こども・子育て政策の基本的考え方

Ⅱ．こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

１．こども・子育て政策の課題

（１）若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない

（２）子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

（３）子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する

２．３つの**基本理念**

（１）**若い世代の所得を増やす**

（２）**社会全体の構造・意識を変える**

（３）**全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する**

Ⅲ．「加速化プラン」～今後３年間の集中的な取組～

１．加速化プランにおいて実施する具体的な施策

（１）**ライフステージを通じた**子育てに係る**経済的支援の強化**や若い世代の所得向上に向けた取組

（２）**全てのこども・子育て世帯**を対象とする**支援の拡充**

（３）**共働き・共育ての推進**

（４）**こども・子育てにやさしい社会づくり**のための意識改革

２．「加速化プラン」を支える**安定的な財源の確保**

３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

Ⅳ．こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

加速化プランで何が変わるか？①

23年12月決定

こども未来戦略MAP

妊娠

- 不安なことはなんでも相談できる
- 伴走型相談支援スタート
- 出産後ケア（拡大中）
- 出産育児一時金（23年4月～ 42万円 ▶ 50万円）

出産

- 第三子以降は３万円に増額
- 児童扶養手当拡充
- 児童手当☆拡充（24年10月開始へ）
- 所得制限撤廃
- ☆自営業・フリーランスの育児期間の年金保険料免除（26年度開始へ）

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！

取得推進

- 男性育休（育児休業給付 給付率UP☆ 25年度開始へ）
- 中小企業の育休にインセンティブ 24年1月開始

住宅支援

- 公営住宅優先入居 民間住宅ストック活用
- 時短勤務時の賃金の10%を支給
- フラット35の金利引下げも 24年2月開始
- ☆時短給付（25年度開始へ）

こども・若者の安全・安心な居場所づくり

- 放課後児童クラブ拡充
- 小学校入学
- 看護休暇
- 障害児等の地域での支援を強化
- ☆こども誰でも通園制度（26年度全国実施へ）
  - 働いていなくても時間単位で通える
  - 保育士の配置基準改正と処遇改善も
- 住宅支援でひろびろ子育て

医療費負担軽減

- 3.6兆円 UP
- こども一人当たり子育て支援（GDP比）は約16%に
  ※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

中学校・高校入学

- 高校生年代まで延長
- 児童手当延長☆（24年10月開始へ）

ひとり親等のこどもへの学習支援

大学入学

- 多子世帯の授業料等を無償化
- 大学等の授業料等減免支援拡大（24、25年度開始へ）
- 修士段階の学生に導入
- 授業料後払い制度（24年秋～）

☆は、企業や全世代が応援して拠出する「こども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

加速化プランで何が変わるか？②

1．若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の２つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給を2024年12月とする

- ✓ 所得制限を撤廃
  すべてのこどもの育ちを支える
  基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 高校生年代まで延長
- ✓ 第３子以降は３万円

支給金額	0～3歳	3歳～高校生年代
第１子・第２子	月額１万５千円	月額１万円
第３子以降	月額３万円	

＊ 多子加算のカウント方法を見直し

→ ３人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

実施中

- ✓ 出産・子育て応援交付金
  こども１人につき10万円相当の経済的支援
  ①妊娠届出時（5万円相当）
  ②出生届出時（５万円相当）
- ✓ 伴走型相談支援
  様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産費用の軽減

実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」
STEP 2 出産費用の保険適用
※2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育の負担軽減を拡大

- 世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から

- ✓ 修士段階の**授業料後払い制度**の導入
- ✓ **貸与型奨学金**の返還の柔軟化

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
  今後10年間で計３０万戸
- ✓ フラット35の金利優遇

2．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設
  - 月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
    ※2024年度から制度の本格実施を見据えた形で実施
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
  - **75年ぶりの配置改善**：（１歳児）６対１→５対１ （４・５歳児）30対１→25対１
  - 民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善**を検討
  - **「小１の壁」打破**に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
  - **貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児**等への支援強化
  - **児童扶養手当**の拡充、**補装具費**支援の所得制限の撤廃

3．共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）
→ 男性育休を当たり前に ※2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
  - 業務を代替する周囲の社員への**応援手当**の支給への助成拡充

育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に**男女で育休を取得**することを促進するため給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設
  - 時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 → 支援策の内容は世界トップレベル

ライフステージを通じた経済的支援の強化

児童手当の抜本的拡充

見直しの内容

・次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、**所得制限を撤廃**し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について**高校生年代まで延長**する。多子加算については、こども３人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども３人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、**第３子以降３万円**とする（※）。

・これら、**児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施する**。その際、支払月を年３回から隔月（偶数月）の年６回とし、**拡充後の初回支給を2024年12月**とする。

※**多子加算のカウント方法**について、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等に経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。

現行制度と抜本的拡充後の制度の概要

	拡充前（令和６年９月分まで）	**拡充後**（令和６年10月分以降）　※法案（検討中）の内容
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦とこども２人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし
手当月額	• ３歳未満　　一律：　15,000円 • ３歳～小学校修了まで 第１子、第２子：10,000円　第３子以降：15,000円 • 中学生　　一律：　10,000円 • 所得制限以上　一律：　5,000円（当分の間の特例給付）	• ３歳未満 第１子、第２子：15,000円　第３子以降：30,000円 • ３歳～高校生年代 第１子、第２子：10,000円　第３子以降：30,000円
受給資格者	• 監護生計要件を満たす父母等 • 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左
実施主体	市区町村（法定受託事務）　※公務員は所属庁で実施	同左
支払期月	３回（2月，6月，10月）（各前月までの４カ月分を支払）	６回（偶数月）（各前月までの２カ月分を支払）

※拡充後の財源構成割合については予算編成過程の中で決定

出産・子育て応援交付金の制度化について

検討･見直しの方向性

○　令和４年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」について、

・　経済的支援（10万円）は、**子ども・子育て支援法の新たな個人給付**（妊婦のための支援給付（仮称）（５万円＋妊娠したこどもの人数×５万円の給付金の支給））**を創設**する。

・「伴走型相談支援」は、**児童福祉法の新たな相談支援事業を創設**する。

○　その上で、市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）と伴走型相談支援等の支援を**効果的に組み合わせて行う**ことを子ども・子育て支援法に規定。

制度化後のイメージ

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊婦のための支援給付（仮称）の一体的実施

妊娠期（妊娠8～10週前後）	妊娠期（妊娠32～34週前後）	※ 継続的に実施	出産・産後	産後の育児期
面談（＊1）、給付申請	面談（＊2）		面談（＊3）、給付の届出	随時の子育て関連イベント等の情報発信・相談受付対応の継続実施

【実施主体】こども家庭センター（市町村）
（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可）

伴走型相談支援

（＊1)子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる　等

（＊2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討･提案　等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

（＊3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介　等

- **妊娠届出時（5万円給付）**
- **出生届出時（妊娠したこどもの人数×５万円給付）**
- **ニーズに応じた支援**（両親学級、地域子育て支援拠点、産前･産後ケア、一時預かり等）

※　給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など支給金額を外形的に担保できる方法とすることを検討。
この場合においても、**給付金を確実に妊娠・出産・こども・子育て支援に充てていただけるよう、市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能**。国としても、**好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押し**。

高等教育の負担軽減

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、2025 年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

課題

- 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子供の数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- これは理想の子供の数が３人以上の夫婦で顕著

加速化プランでの対応

高等教育費支援の大幅拡充

●多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）

- **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**
  - ＊現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立約70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）
- ２０２５（令和７）年度から実施
  - ＊**多子世帯：扶養される子供が３人以上の世帯**（扶養する子供が３人以上いる間は第１子から無償の対象）

目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、こどもを大学等に進学させられるようになり、理想のこどもの数を持てるようになる

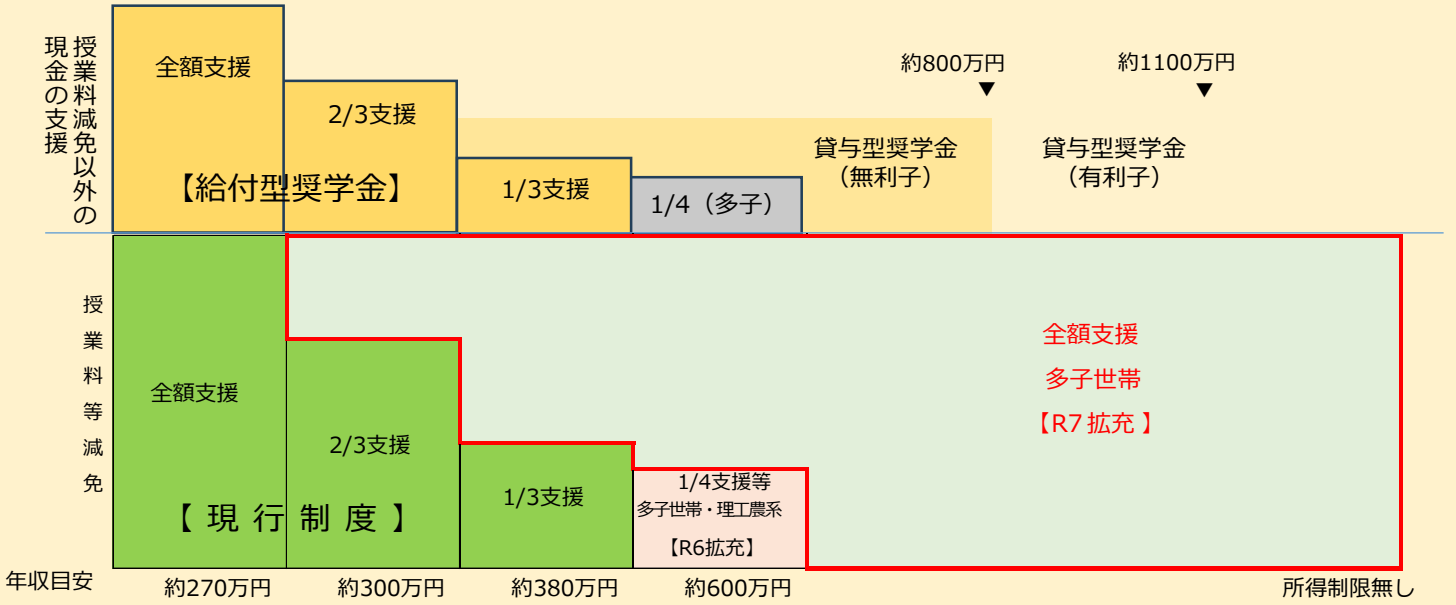

◀ 授業料支援の上限

現行制度と同様、
国公立大学：約54万円
私立大学：約70万円
（入学金は国公立約28万円、私立約26 万円）
（大学以外も校種・設置者ごとに設定）

教育訓練給付の拡充

現状・課題

○　厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合にその費用の一部を支給すること（教育訓練給付）を通じて、労働者の学び直し等を支援している。

○　個人の主体的なリ・スキリング等への直接支援をより一層、強化、推進するとともに、その教育訓練の効果（賃金上昇や再就職等）を高めていく必要がある。

見直し内容

○　専門実践教育訓練給付金（中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座を対象）について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合には、現行の追加給付に加えて、更に**受講費用の10%（合計80%）を追加で支給**する。

○　特定一般教育訓練給付金（速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座を対象）について、資格取得し、就職等した場合には、**受講費用の10%（合計50%）を追加で支給**する。

〈改正前〉

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	―
追加給付② (賃金上昇)	―	―
最大給付率	70%	40%

〈改正後〉

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	**10%**
追加給付② (賃金上昇)	**10%**	―
最大給付率	**80%**	**50%**

【参考】現行の対象資格・講座の例

専門実践教育訓練給付金

・医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師、介護福祉士等）
・デジタル関連技術の習得講座（データサイエンティスト養成コース等）
・専門職大学院　等

特定一般教育訓練給付金

・運転免許関係（大型自動車第一種免許等）
・医療・社会福祉・保健衛生関係の講座（介護職員初任者研修等）　等

教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度の創設

現状・課題

○　労働者が自発的に、教育訓練に専念するために仕事から離れる場合に、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがない。また、雇用保険の被保険者ではない者が、公共職業訓練等以外の教育訓練を自発的に受けるための費用や生活費を支援する仕組みがない。

○　労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点からは、離職者等を含め、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるようにする必要がある。

見直し内容

○　雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、**賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設**する。

○　雇用保険の被保険者ではない者を対象に、**教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度を創設**する。

	教育訓練休暇給付金
対象者	雇用保険被保険者
支給要件	・教育訓練のための休暇を取得すること。 ・被保険者期間が５年以上あること。
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。 ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。

	新たな融資制度
対象者	雇用保険被保険者以外の者 （雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、雇用されることを目指すフリーランス等など）
融資対象	教育訓練費用及び生活費
融資内容 (現時点での想定)	貸付上限：240万円（年間）（最大２年間） 利率：年２％
その他	教育訓練修了後に賃金が上昇した場合は残債務の一部を免除する。

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設

検討の方向性

○　現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

○　**2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化**し、**2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付**として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、**所要の法案を次期通常国会に提出**する。

制度の意義

○　**こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**

○　孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**

○　保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**

○　給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**

○　**利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】

令和5年度～	令和7年度	令和8年度
○ **制度の本格実施を見据えた試行的事業**(※) ・150自治体程度を想定 ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	○ **法律上制度化し、実施自治体数を拡充** ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ	○ **法律に基づく新たな給付制度** ・全自治体で実施（※） ・国が定める月一定時間までの利用枠

（※）補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

（※）人材確保などの課題があり、令和８年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。
（令和８・９年度の２年間の経過措置）

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ（次期通常国会に提出予定）】

○　現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「○○給付」を創設する。

○　利用対象者は、満３歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。

（※）０歳６か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で０歳６か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、０歳６か月から満３歳未満を基本的に想定。

○　本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。

保育所の職員配置基準の改善について

令和６年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

○ **新たに「４・５歳児配置改善加算」を措置する。**

○ **30：１の配置に要する経費と、25：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。**

※　チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：１以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。
※　チーム保育推進加算は、主に３～５歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和５年度には、先んじて４・５歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（１人⇒２人）を行っている。

＋

【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

○　**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、４・５歳児の職員配置基準を改善する。**

○　**人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。**

年齢	従前の基準	新たな基準
4･5歳児	30:1	25:1

※　３歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和４年度の加算取得率：約90%）
※　3歳児についても、４・５歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う。

令和７年度以降の対応

○　**１歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、６対１から５対１への改善を進める。**

「加速化プラン」による施策の充実　【こどもの貧困対策】

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。
子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
	こどもの貧困対策	
◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%） ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある 食料が買えない経験　ひとり親世帯34.9%　子育て世帯16.9%	**●こどもの学習支援・生活支援の強化** ➢ 地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始 **●こどもの生活支援の強化** ➢ **こども食堂や学び体験**などの場を増やす ➢ アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ） 	経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る **食事や生活に困ったときに頼れる場所**が身近にあり、必要な支援が受けられる
	ひとり親家庭への支援	
◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。	**●ひとり親の就業支援・自立支援の強化** ➢ **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金**の**対象資格の拡大・給付割合の拡充** 	手に職をつけて、**安定的な収入を得られる**
◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がいる 母子世帯の母の年収中央値 208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年） ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮 ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう	**●児童扶養手当の拡充** ➢ **所得制限の見直し** ✓満額を受給できる所得　年収160万円 → 190万円 ✓所得に応じた一部額を受給できる所得　年収365万円 → 385万円 ➢ **多子加算の増額** ✓**第３子以降の額**(6,250円)を第２子と同額(10,420円)に増額 ＊R5年度の額。額は物価スライドによって変化。 **●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和** ➢所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に	**働き控えに対応**し、児童扶養手当が自立を下支えする **多子のひとり親家庭の生活が安定**する
◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い	**●養育費確保支援の強化** ➢養育費の取り決め等の相談にのる**弁護士報酬への補助** 	**養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす**

「加速化プラン」による施策の充実　【児童虐待防止対策】

包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
◆ どこに相談したらよいか分からない、相談したいけど躊躇してしまう	**虐待の未然防止**（プッシュ型・アウトリーチ型支援の強化） ●市町村の「こども家庭センター」の全国展開 ➢母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関（こども家庭センター）で必要な支援につなげる ➢こども家庭センターに学校や保育所等との「つなぎ役」を配置	待ちの姿勢から、**予防的な関わりを強化**し、子育て家庭やこども自身からの**ＳＯＳを早期に把握・支援を届ける**
◆ 子育てをする中での困難や、予期せぬ妊娠をした方などに対応する支援策が少ない	●子育てに困難を抱えるこどもや家庭へのアウトリーチ支援 ➢子育てに困難を抱える家庭を訪問し、宅食などを通じて、支援につなげる ➢困難な状況にある妊産婦への包括的な支援（一時的な居住支援、食事の提供、相談・助言等）の実施	**支援の方法や種類を増やし、個々の困りごとに直接、手が届く支援**を行う
◆ こども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない	**こども・若者視点からの新たなニーズへの対応** ●虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所（こども若者シェルター）を確保し、相談支援等を実施 ●虐待・貧困等に苦しむ学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援の実施	困難を抱えるこども・若者が**自ら選択しながら活用できる支援**も用意
◆ 相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要	**児童虐待への支援現場の体制強化** ●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進	児童虐待等への相談支援を確実に行う**人材の確保・育成等を行い、こどもと家庭をしっかりと支援**
◆ 一時保護や施設入所後も、こどもがより家庭的な環境で生活できることが重要	**虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備** ●一時保護施設や児童養護施設等の環境改善 ➢人員体制の充実やユニットケアの推進、学習支援の強化 ●家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進 ➢里親等支援や養子縁組支援の体制強化	こども・若者が個々の状況に応じて**健やかに生活できる環境や、自立に向けたサポートを受けられる**体制を整備
◆ 自立に向けたきめ細かな支援が必要	●支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援 ➢相互交流や情報提供、相談・助言、一時的な居住支援等の実施	

「加速化プラン」による施策の充実　【障害児・医療的ケア児への支援】

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につながれない ◆ 専門的な発達支援を受けたい	**本人支援・家族支援の充実** **●早期からの切れ目のない支援の推進** ➢乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達相談を充実** ➢支援**人材の育成促進**により地域の障害児支援事業所の支援技術を向上	様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**
◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない	**●医療的ケア児等の預かり環境の整備** ➢医療的ケア児や重度心身障害児を**一時的に預かる環境を整備**	**休息やきょうだいと過ごす時間が確保**される
◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）	**●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃** ➢障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない**補装具費支給**制度の**所得制限を撤廃**	こどもの**成長にあった補装具**を使うことができる
◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい ◆ いろいろなイベントにも参加したい	**地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進** **●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備** ➢児童発達支援センターによる**専門人材の巡回支援**や**看護師等の配置促進**により、**保育所等の受入体制を強化** ➢習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進	保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場で、ともに過ごし・育つ**ことができる
◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）	**地域の支援体制の強化** **●児童発達支援センター等の強化** ➢地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化	**全国どの地域でも、必要な支援**が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現

共働き・共育ての推進

育児休業給付の給付率引上げ

現状・課題

○　育児休業を取得した場合、休業開始から通算180日までは賃金の67%（手取りで８割相当）、180日経過後は50%が支給。
○　若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要があり、特に男性の育児休業取得の更なる促進が求められる。

見直し内容

○　子の**出生直後の一定期間以内**（男性は子の出生後８週間以内、女性は産後休業後８週間以内）に、**被保険者とその配偶者の両方が14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて**給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げる**こととする。
※　配偶者が専業主婦の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げる。

○育児休業給付の給付イメージ

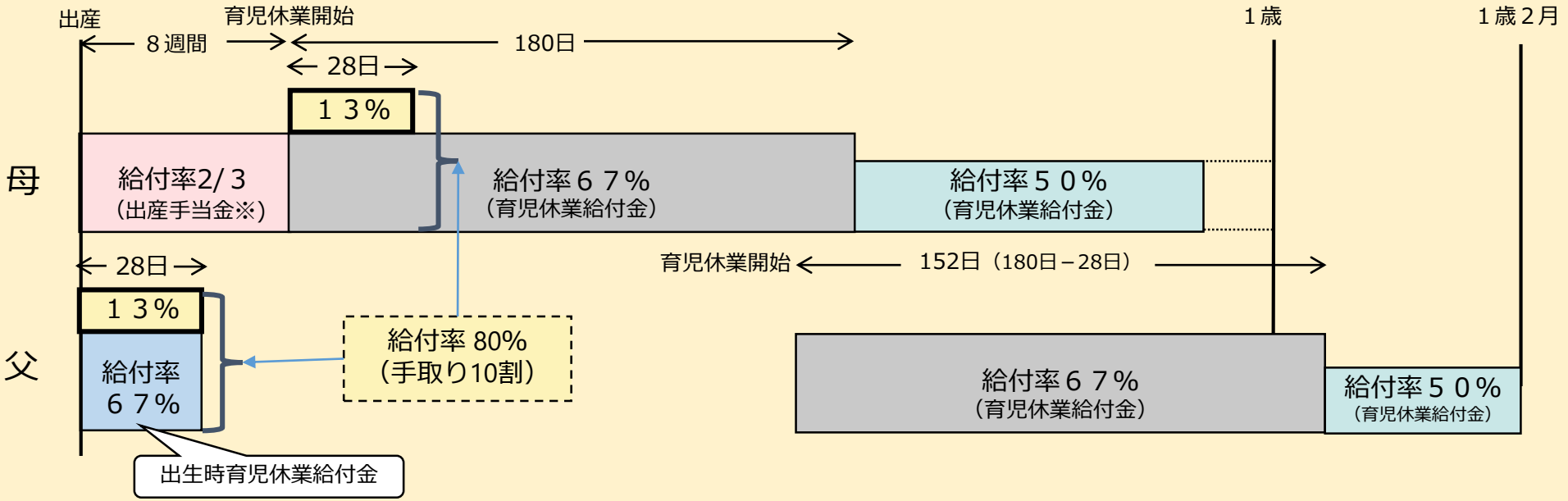

※健康保険等により、産前６週間、産後８週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額の２/３相当額を支給。

育児時短就業給付の創設

現状・課題

○　現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度はない。
○　「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択できるようにすることが求められる。

見直し内容

○　被保険者が、**２歳未満の子を養育するため**に、時間勤務をしている場合の新たな給付として、**育児時短就業給付を創設**。
○　給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間での勤務することを推進する観点から、**時短勤務中に支払われた賃金額の10%**とする。

○育児時短就業給付の給付イメージ

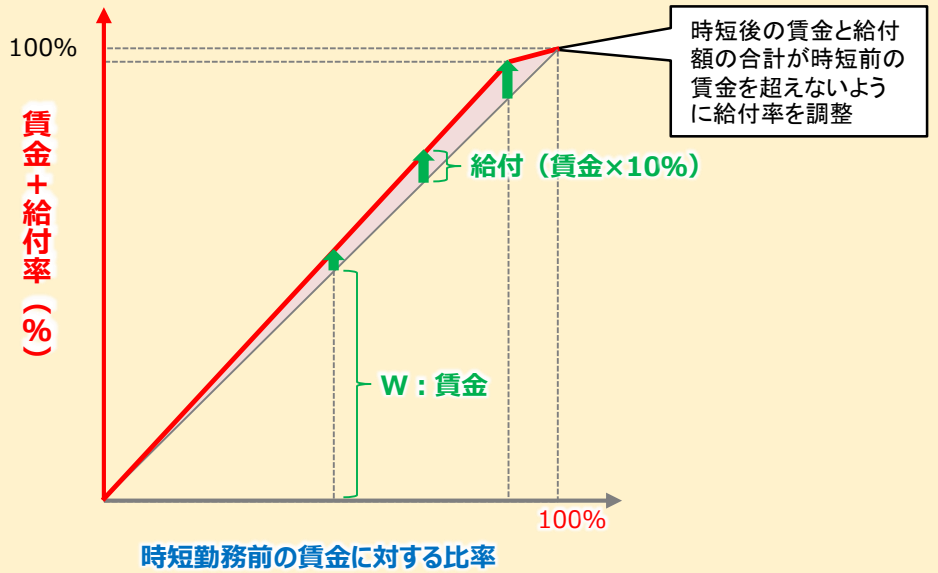

育児期の柔軟な働き方の推進

令和５年12月４日労働政策審議会 雇用環境・均等分科会において議論された「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について（案）」の概要

テレワークの活用促進

- テレワークは、子が３歳になるまでの両立支援としても活用できるように促進することが適当であり、テレワークを事業主の努力義務とすること。

子が３歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

○ 柔軟な働き方を実現するための措置

- 各職場の事情に応じて、事業主が、**柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢**として、以下の中から、労働者が選択可能なものを２以上選択して措置を講じる義務を設け、**労働者は事業主が選択した措置の中から１つ選べる**こととすること。

  a) **始業時刻等の変更**
  b) **テレワーク等**（所定労働時間を短縮しないもの）
  c) **短時間勤務制度**（育児のための所定労働時間の短縮措置）
  d) **保育施設の設置運営**その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配及び費用負担等）
  e) **新たな休暇**の付与（労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇）

○ 所定外労働の制限（**残業免除**）

- ３歳になるまでの子を育てる労働者と同様、３歳以降**小学校就学前まで**の子を育てる労働者は、権利として残業免除を請求できることとすること。

子の看護休暇制度の見直し

- 感染症に伴う学級閉鎖等や子の行事参加（子の入園式、卒園式及び入学式を対象）にも利用できるようにすること。
- **取得事由の拡大**に伴い、名称を「子の看護等休暇」に見直すこと。
- 請求できる期間は、子が診療を受けた日数の状況等を勘案して、**小学校３年生修了時まで**とすること。

雇用保険の適用拡大

現状・課題

○　週の所定労働時間が20時間以上の労働者が雇用保険法の適用対象になる。

○　雇用労働者の中で働き方や生計維持の在り方の多様化が進展していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを拡げる必要がある。

見直し内容

○　**雇用保険の適用対象**を**週の所定労働時間が10時間以上の労働者まで拡大**。（Ｒ４年度末時点の被保険者数は約4,457万人）

※　給付は別基準とするのではなく、現行の被保険者と同様に、基本手当、教育訓練給付、育児休業給付等を支給。

【参考】週間就業時間が20時間未満の雇用者数

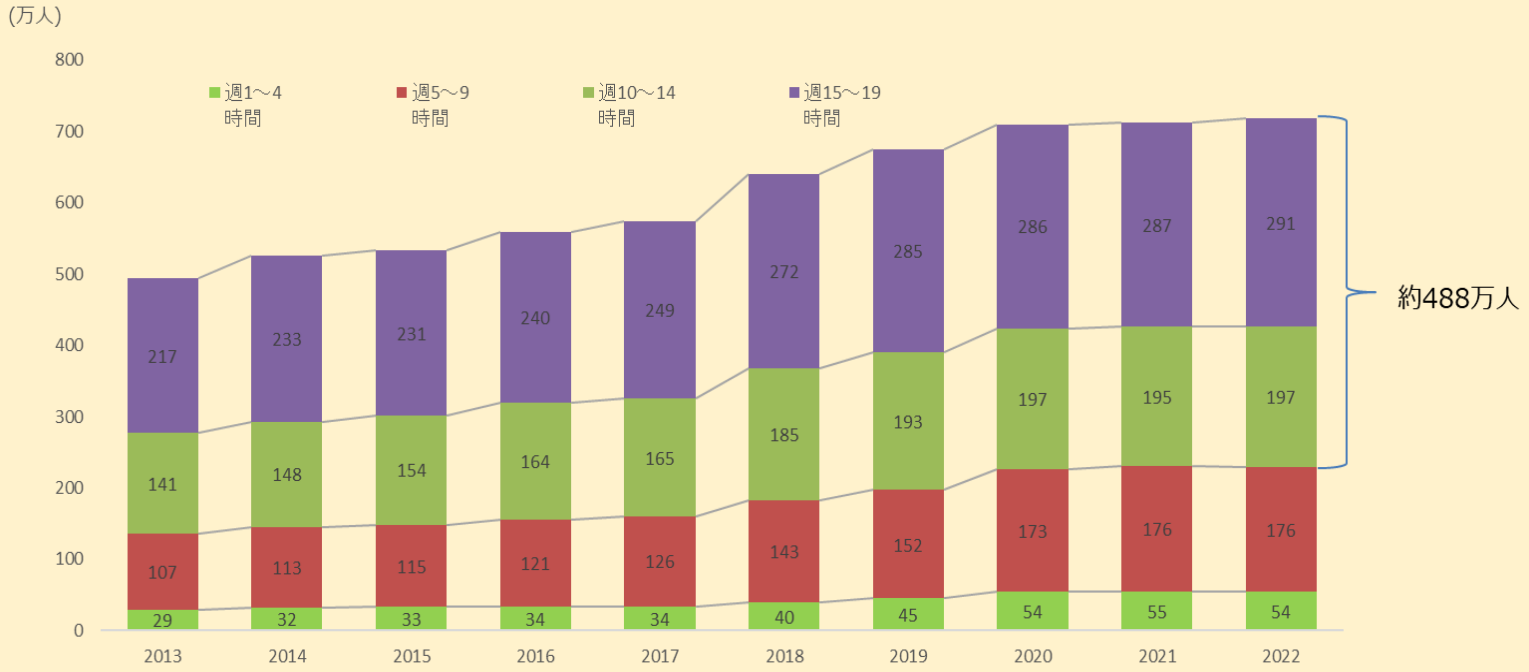

自営業やフリーランス等の方々の育児期間の国民年金保険料の免除

現行制度の概要

○　多様な働き方と子育ての両立支援が求められる中、自営業・フリーランス等については、育児のため休業したとしても、育児休業給付が受けられない状態にある。

○　**国民年金**では、第１号被保険者の**産前産後期間**（出産予定日の前月から４か月間）の**保険料を免除**し、免除期間は満額の基礎年金が保障されている（※１）。

（※１）令和３年度末現在、産前産後期間の保険料免除を受けている方の数は、9,186人。

○　**厚生年金保険**では、**産前産後期間・育児休業等期間**（最長３歳まで）(※２)の労使の**保険料を免除**し、免除期間は休業前の給与水準に応じた給付が保障されている（※３）。

（※２）育児・介護休業法等に基づく、①子が１歳（保育所に入所できないなどの場合は、最長２歳）に達するまでの育児休業の期間、または、②子が３歳に達するまでの育児休業の制度に準ずる措置による休業の期間

（※３）令和３年度末現在、産前産後休業及び育児休業等による保険料免除を受けている方の数は、469,331人（男性14,523人、女性454,808人）。

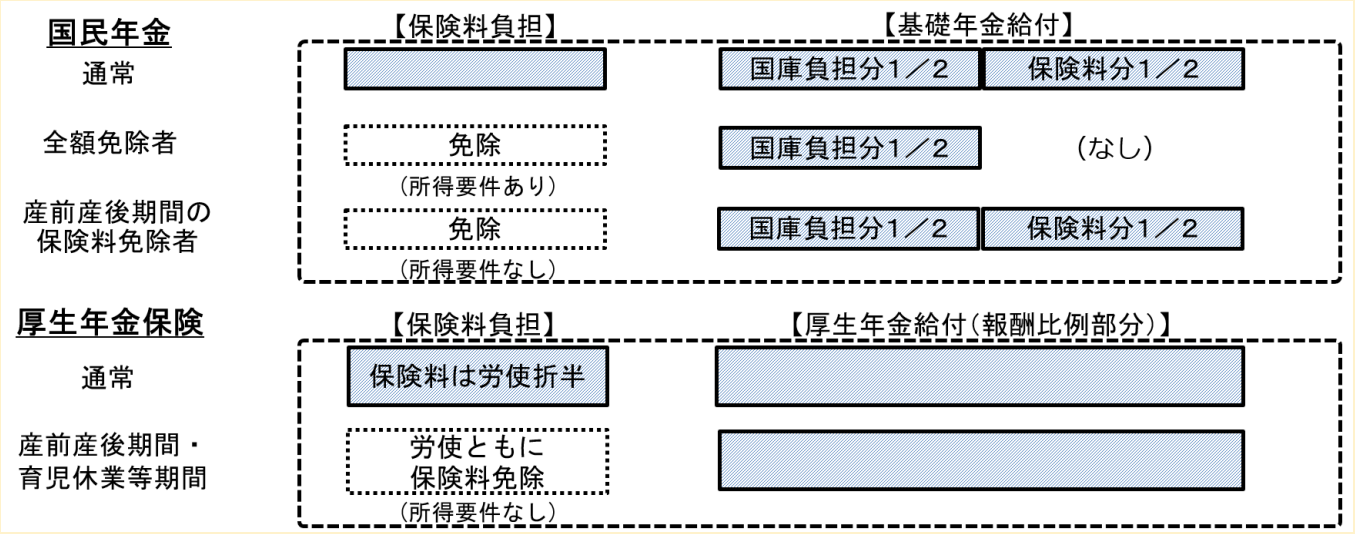

（参考）令和２年年金改正法の附則の検討規定（第４項は衆議院における修正により追加）

第二条

４　政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

検討･見直しの方向性

・自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、**国民年金の第１号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設**することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。

加速化プランの財源フレーム

加速化プランの財源の基本骨格

○　既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。

○　**歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築**することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点　3.6兆円

経済的支援の強化	全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	共働き・共育ての推進
1.7兆円	1.3兆円	0.6兆円

【歳入面】 加速化プランの財源 ＝ 歳出改革の徹底等

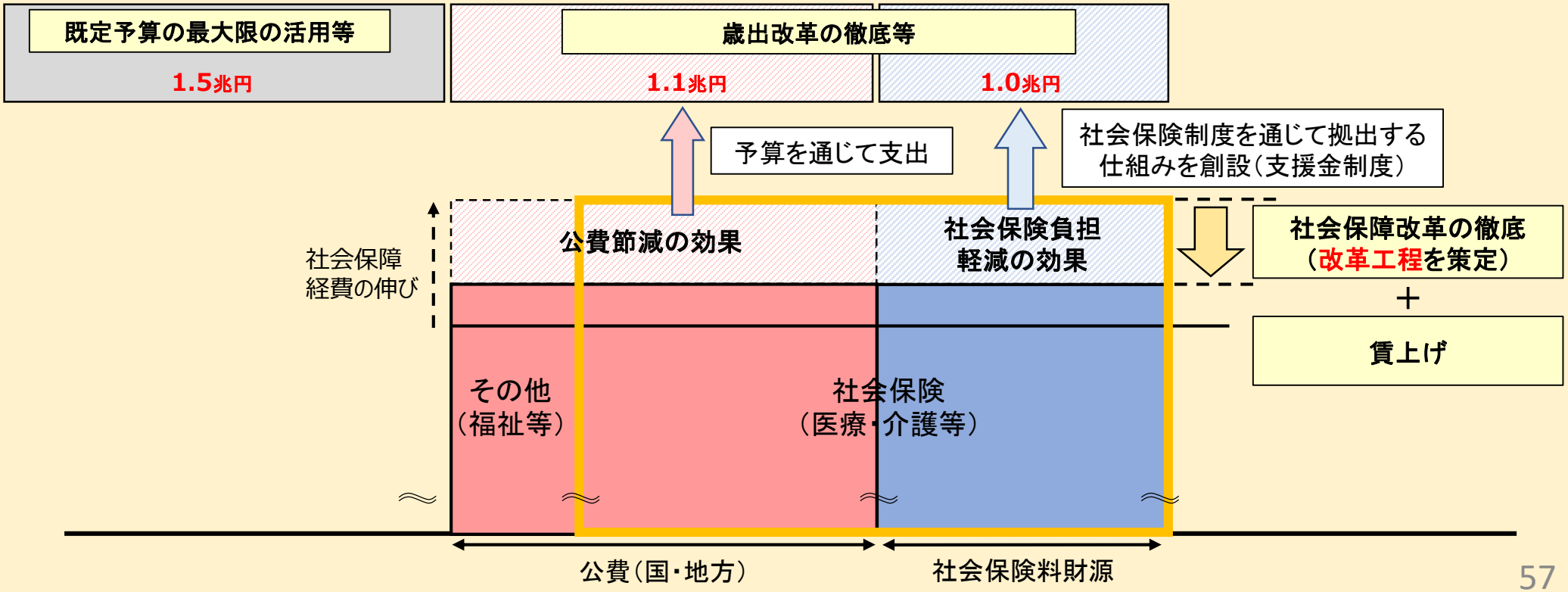

こども・子育て支援金制度（仮称）の基本骨格

１　こども･子育て支援特別会計（仮称）（いわゆる「こども金庫」）

○　**費用の見える化**を図る観点から、2025年度に、こども･子育て支援関係の**特別会計を再編**（「こども･子育て支援勘定（仮称）」と「育児休業等給付勘定（仮称）」）して設置。

○　財源バランスが図られるまでの**つなぎとして特別会計において特例公債を発行**し、支援金とともに分別管理。

○　特別会計において、**支援金が充当される歳出**は以下のとおり。

- **出産・子育て応援給付金**（妊娠・出産時の10万円給付）の制度化
- **共働き・共育てを推進するための経済支援**（**育休給付手取り10割**、**時短勤務時の給付**、自営業者・フリーランス等の**育児期間中の国民年金保険料免除**）
- **こども誰でも通園制度**（仮称）
- **児童手当**

※　各事業における支援金の充当割合を法定化。こども誰でも通園制度は現物給付であるため公費も投入。

２　こども･子育て支援金制度（仮称）

○　「加速化プラン」について、既定予算の最大限の活用等（1.5兆円程度）、歳出改革による公費節減（1.1兆円程度）及び支援金制度の構築により、3.6兆円程度の安定財源を確保。

○　歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で**2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金を構築**。**2028年度に1.0兆円程度の確保**を図る。

○　支援金制度は、少子化対策に充てる費用について、**企業を含め社会･経済の参加者全員が連帯**し、公平な立場で、広く拠出していく仕組み。

○　支援金は、少子化対策に受益を有し、全世代が加入する**医療保険者が医療保険料とあわせて賦課･徴収**。

○　医療保険制度の取扱いを踏まえ、医療保険者間の配分、被保険者への賦課･徴収の方法、公費による**低所得者対策等**を実施。

※　被用者保険が被保険者から徴収する支援金については、実務上国が一律に提示。**国民健康保険の支援金は**、こどもの数が多いことにより額が大きくならないよう、**18歳までの子の均等割を全額免除**。

○　その他、法律において、2028年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進などを規定。

加速化プランの実施スケジュール

R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）

集中取組期間

先行実施

出産育児
一時金の増額　等

順次実施

1．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

2．全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

3．共働き・共育ての推進

実施に時間を要するもの

雇用保険の適用拡大

PDCAの推進

集中取組期間における実施状況や取組の効果等を検証しつつ、施策の適切な見直しを行い、PDCAを推進。

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもまんなかアクションの取組み

４月１８日　**「こどもファスト・トラック」等の全国展開**に向けた関係省庁会議

４月２８日　GW前後に**「こどもファスト・トラック」実施予定**の施設を公表

５月　２日　**「こどもまんなか応援プロジェクト」**の発表
こどもまんなかに向けてプラスアルファのアクションを起こし「＃こどもまんなかやってみた」を付けてSNS等で発信するよう企業・個人・自治体などに広く呼びかけ

６月　６日　**「こどもまんなかマーク」**の投票開始（～６月末まで）

６月１２日　**子育て当事者に対するニーズ調査**実施（ウエブアンケート）

※ ホームページで登録いただくことによりご活用いただけます。

７月２２日　**「こどもまんなかアクション」キックオフイベント**の開催、**「こどもまんなかアクション」 の本格始動を宣言**

８月　８日　**「こどもまんなかアクション公式LINE」**の開設　**お友だち1万人超**

９月２９日　**「こどもまんなか応援サポーター」**の**好事例の発信開始**

１０月３０日　**リレーシンポジウムのキックオフ**（各地域でもリアル・オンライン実施）**令和6年3月までに全国10か所で実施**

１１月　**「秋のこどもまんなか月間」、「ニーズ調査結果公表」、「こどもまんなかアワード」**の発表

（今後も**「こどもまんなか応援サポーター」とのアクション連携等**を順次実施）

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

こどもまんなか応援サポーター概要

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

「こどもまんなか」

こどもや若者の**意見を聴き**、その**意見を尊重し**、
こどもや若者にとってよいことは**何かを考え**、
自分ができる**アクションを実践**していきます。
どんなこどものことも考えていきます。

1 **こどもまんなかの趣旨に賛同**する。

こどもまんなか社会実現に向けて、賛同した方・団体メンバーご自身が
こども若者に対して何ができるのかを考えるきっかけづくり。

2 **サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行**する。

こども・若者に意見を聴き尊重した上で何ができるか、の答えはさまざま、正解はありません。
それぞれにできる、こどもまんなかに向けたアクションをぜひお願いします。

※ アクション例
・「こどもかいぎを開いて、こども・若者の意見をきいて〇〇に反映してみた」
・「こども食堂を手伝っている」　・「電車の乗り降りで、ベビーカーを優先する」
・「トイレの行列など、子連れに順番譲っている」　・「荷物を持ってるお子さん連れに、ドアあけてあげる」

3 **ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。**

SNS(Twitter、Instagram等）やYouTube上でそれぞれのアクションを　＃こどもまんなかやってみた　をつけて発表。
積極的な発信とアクションのご協力をお願いいたします。

こども家庭庁はリツイートやホームページでのご紹介等で拡散とみなさまのアクションの見える化を行います。

※ みなさんに使っていただける「**こどもまんなかマーク**」を投票により決定。
ホームページから登録いただくことによりご活用いただけます。

こども
まんなか

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

広がっています！こどもまんなか応援サポーター

31道府県　203市区町村　企業･団体749　個人参加126　に拡大中　※12月14日現在

熊本県とくまモン

埼玉県

水戸市

ファミリーマート

伊藤忠商事

第３の場所　いまりば

南九州大学

日本航空

みずほ銀行

Jリーグ

自治体のみなさま、団体のみなさま、企業のみなさま、みなさまの取組やアクションを
全国でつなげていき、「こどもまんなか」をひろげていきましょう。＃こどもまんなかやってみた

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

意識改革は、点（自治体）から面（地域の企業・団体ぐるみ）への広がりへ。

【札幌市の例】

こどもたちへお仕事・社会体験を提供するイベント「ミニさっぽろ」を通じて協力会社56社もいっしょに応援サポーターに参加。

こどもまんなか応援サポーター宣言をした企業・団体の皆様

アイビック食品株式会社	ALSOK（アルソック綜合警備保障）	伊藤忠エネクスホームライフ北海道株式会社
岩田地崎建設株式会社	株式会社カナリヤ	株式会社札幌エネルギー供給公社
札幌丘珠空港ビル株式会社	札幌環境維持管理協会	一般財団法人札幌下水道公社
札幌こども専門学校	一般財団法人札幌市環境事業公社	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
一般財団法人札幌産業流通振興協会（アクセスサッポロ）	札幌市管工事業協同組合	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会
札幌商工会議所情報部会/北海道印刷工業組合	株式会社札幌振興公社	一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	札幌総合情報センター株式会社	一般社団法人札幌地方自動車整備振興会
札幌デザイン&テクノロジー専門学校	札幌日信電子株式会社	札幌ビューティーアート専門学校
株式会社札幌リゾート開発公社	札幌臨床検査技師会	株式会社GKI
JA北海道信連	JFEエンジニアリング株式会社北海道支店	JFEテクノス株式会社
株式会社ストロベリーコーンズ	大丸株式会社	株式会社田中組
道路工業株式会社	トランスコスモス株式会社	株式会社ナカジマ薬局
日本航空株式会社	日本郵便株式会社北海道支社	株式会社ピエトロ
株式会社フィリップス・ジャパン	フクダ電子北海道販売株式会社	富士通Japan株式会社
ホクレン農業協同組合連合会	株式会社北海道アルバイト情報社	北海道エネルギー株式会社
一般社団法人北海道建築士会/一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	公益社団法人北海道作業療法士会	一般社団法人北海道歯科衛生士会
北海道自動車処理協同組合	北海道視能訓練士会	株式会社北海道新聞社
北海道製麺協同組合	北海道鉄筋業協同組合	丸美珈琲有限会社
雪印メグミルク株式会社	株式会社ロス・エンタテインメントモデル事業部モーディア	

計56社（五十音順）

【岡山県の例】

経済６団体をとりまとめてサポーターに一斉参加。
県ぐるみでの「子育て応援企業」を募集し、活動を広げる。

経済６団体と「こどもまんなか応援サポーター」共同宣言を行いました。

◆ 共同宣言団体名

岡山県
岡山県経済団体連絡協議会
岡山県商工会議所連合会
岡山県経営者協会
岡山経済同友会
岡山県中小企業団体中央会
岡山県商工会連合会

「おかやま子育て応援宣言企業」を募集しています！

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（続き）

こどもまんなか応援サポーターの取組好事例を庁のホームページやアクション公式LINEで紹介。参加の輪を広げる。

LINE配信イメージ

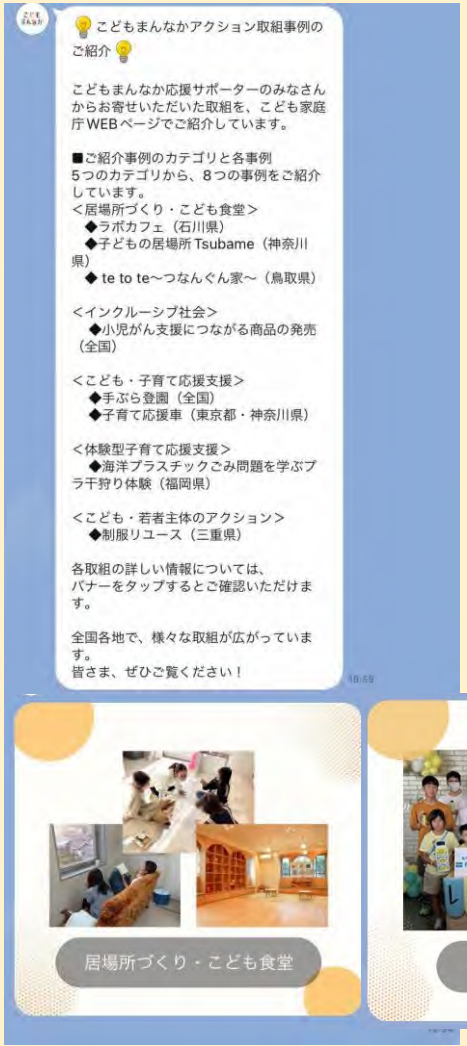

ホームページ掲載例

https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/case/

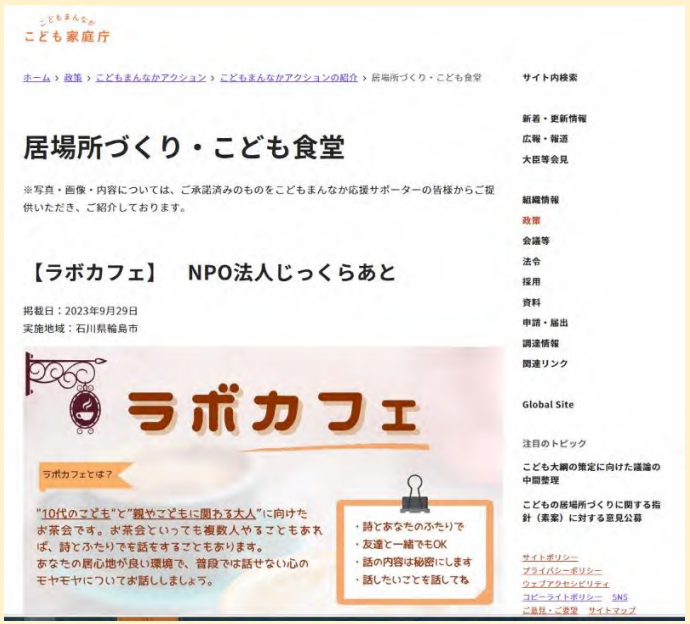

居場所づくり・こども食堂

インクルーシブ社会

こども・子育て支援

体験型子育て支援

こども・若者主体のアクション